



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例 (第41号) ..... 2997

規 則

◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (第68号) ..... 2998

◇川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則 (第69号) ..... 2998

告 示

◇介護保険法によるサービス事業所等の廃止等 (第523号) ..... 2998

◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等 (第524号) ..... 2998

◇人事委員会委員の選任 (第525号) ..... 3001

◇自転車等の撤去と保管 (第526号) ..... 3001

◇住居表示の実施に伴う町区域の設定 (第527号) ..... 3001

◇住居表示を実施すべき区域 (第528号) ..... 3001

◇道路区域の変更 (第529号) ..... 3002

◇道路区域の変更 (第530号) ..... 3002

◇道路の供用開始 (第531号) ..... 3002

◇平成29年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定 (第532号) ..... 3002

◇自転車等の撤去と保管 (第533号) ..... 3003

◇川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更 (第534号) ..... 3003

◇道路区域の変更 (第535号) ..... 3003

◇道路の供用開始 (第536号) ..... 3003

◇住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の指定登録機関の指定

(第537号) ..... 3003

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第538号) ..... 3004

◇生活保護法等による指定医療機関の指定 (第539号) ..... 3006

◇生活保護法等による指定施術機関の指定 (第540号) ..... 3006

◇生活保護法等による指定医療機関の変更 (第541号) ..... 3006

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止 (第542号) ..... 3006

◇生活保護法等による指定介護機関の変更 (第543号) ..... 3006

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第544号) ..... 3006

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第545号) ..... 3006

◇地縁団体の告示事項の変更 (第546号) ..... 3006

◇予防接種の業務を行う医師の変更 (第547号) ..... 3007

◇予防接種の業務を行う医師 (第548号) ..... 3007

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出 (第549号) ..... 3007

◇川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更 (第550号) ..... 3007

◇道路区域の変更 (第551号) ..... 3007

◇道路の供用開始 (第552号) ..... 3008

◇自転車等の撤去と保管 (第553号) ..... 3008

公 告

◇開発行為に関する工事の完了 (第558号) ..... 3008

◇一般競争入札の執行 (第559号) ..... 3009

◇一般競争入札の執行 (第560号) ..... 3014

◇川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分 (第561号) ..... 3018

◇一般競争入札の執行(第562号)……………	3018	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第188号)……………	3048
◇一般競争入札の執行(第563号)……………	3018	<b>上下水道局告示</b>	
◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第564号)……………	3022	◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第38号)……………	3048
◇開発行為に関する工事の完了(第565号)……………	3023	◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第39号)……………	3048
◇一般競争入札の執行(第566号)……………	3024	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第40号)……………	3049
◇一般競争入札の執行(第567号)……………	3025	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第41号)……………	3050
◇一般競争入札の執行(第568号)……………	3026	<b>上下水道局公告</b>	
◇一般競争入札の執行(第569号)……………	3028	◇一般競争入札の執行(第84号)……………	3050
◇一般競争入札の執行(第570号)……………	3031	◇一般競争入札の執行(第85号)……………	3053
◇一般競争入札の執行(第571号)……………	3031	◇一般競争入札の執行(第86号)……………	3058
◇川崎港港湾計画の変更の概要(第572号)……………	3035	◇一般競争入札の執行(第87号)……………	3059
◇特定非営利活動法人の設立の認証申請(第573号)……………	3036	◇一般競争入札の執行(第88号)……………	3061
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第574号)……………	3036	◇一般競争入札の執行(第89号)……………	3065
<b>公告(調達)</b>		<b>上下水道局公告(調達)</b>	
◇落札者等の公示(第334号)……………	3037	◇落札者等の公示(第19号)……………	3067
◇一般競争入札の公告(第335号)……………	3037	<b>交通局公告</b>	
◇一般競争入札の執行(第336号)……………	3039	◇一般競争入札の執行(第68号)……………	3068
◇落札者等の公示(第337号)……………	3040	◇一般競争入札の執行(第69号)……………	3071
◇一般競争入札の執行(第338号)……………	3040	◇一般競争入札の執行(第70号)……………	3074
◇一般競争入札の執行(第339号)……………	3042	<b>病院局公告</b>	
◇一般競争入札の公告(第340号)……………	3043	◇一般競争入札の執行(第40号)……………	3077
<b>税公告</b>		◇一般競争入札の執行(第41号)……………	3079
◇納税通知書の公示送達(第176号)……………	3045	<b>病院局公告(調達)</b>	
◇納税通知書(課税額変更(取消)通知書)の公示送達(第177号)……………	3046	◇一般競争入札の公告(第12号)……………	3080
◇差押調書(謄本)の公示送達(第178号)……………	3046	◇落札者等の公示(第13号)……………	3082
◇納期限変更告知書の公示送達(第179号)……………	3046	<b>消防局公告</b>	
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第180号)……………	3046	◇指定催しの指定(第15号)……………	3082
◇差押調書(謄本)の公示送達(第181号)……………	3046	◇サイレンの吹鳴(第16号)……………	3082
◇差押調書(謄本)の公示送達(第182号)……………	3047	◇サイレンの吹鳴(第17号)……………	3082
◇差押調書(謄本)の公示送達(第183号)……………	3047	◇指定催しの指定(第18号)……………	3082
◇差押調書(謄本)の公示送達(第184号)……………	3047	◇サイレンの吹鳴(第19号)……………	3082
◇差押調書(謄本)の公示送達(第185号)……………	3047	<b>教育委員会告示</b>	
◇公売公告兼見積価額公告(第186号)……………	3047	◇教育委員会定例会の招集(第29号)……………	3083
◇督促状の公示送達(第187号)……………	3047	<b>教育委員会公告</b>	
		◇平成30年度川崎市立高等学校入学定員(第5号)……………	3083
		<b>選挙管理委員会告示</b>	
		◇川崎市長選挙における当選人の決定(第39号)……………	3084
		◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における当選人の決定(第40号)……………	3085
		<b>監査公表</b>	
		◇定期監査の結果の報告に基づく措置	

について(第8号) ..... 3085

**農業委員会告示**

◇川崎市農業委員会総会の招集(第11号) ..... 3095

**区公告**

◇住民票の職権消除(川崎区第115号)..... 3095

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第116号)..... 3095

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第117号)..... 3096

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第118号)..... 3096

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第119号)..... 3096

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第120号)..... 3096

◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第51号) ..... 3096

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第52号) ..... 3097

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(幸区第53号) ..... 3097

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(幸区第54号) ..... 3097

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第40号) ..... 3098

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第41号) ..... 3098

◇住民票の職権消除(高津区第46号) ..... 3098

◇印鑑登録の抹消(高津区第47号) ..... 3098

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(高津区第48号) ..... 3098

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第49号) ..... 3099

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第50号) ..... 3099

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第58号) ..... 3099

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第52号) ..... 3099

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第53号) ..... 3100

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第54号) ..... 3100

◇住民票の職権消除(多摩区第55号) ..... 3100

◇住民票の職権消除(多摩区第56号) ..... 3100

◇印鑑登録の抹消(多摩区第57号) ..... 3100

◇国民健康保険料に係る督促状の公示

送達(麻生区第57号) ..... 3101

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(麻生区第58号) ..... 3101

◇国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)の公示送達(麻生区第59号) ..... 3101

◇国民健康保険料に係る充当計算書(謄本)の公示送達(麻生区第60号) ..... 3101

**区選挙管理委員会告示**

◇川崎市市長選挙及びこれと同時に行う川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における投票管理者職務代理者の解任及び選任(川崎区第32号) ..... 3101

◇川崎市市長選挙及びこれと同時に行う川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における投票管理者職務代理者の解任及び選任(川崎区第33号) ..... 3101

◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者職務代理者の解任及び選任(川崎区第34号) ..... 3102

◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者職務代理者の解任及び選任(川崎区第35号) ..... 3102

**条 例**

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成29年10月30日

川崎市市長 福田紀彦

**川崎市条例第41号**

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表宮前区の項区域の欄中「馬絹、」を削り、「馬絹3丁目」の次に「、馬絹4丁目、馬絹5丁目、馬絹6丁目」を加える。

(川崎市保育園条例の一部改正)

第2条 川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市馬絹保育園の項中「川崎市宮前区

馬絹1,364番地7」を「川崎市宮前区馬絹4丁目18番27号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年11月20日から施行する。  
(川崎市保育園条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 川崎市保育園条例の一部を改正する条例(平成29年川崎市条例第31号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表の改正規定中「川崎市宮前区馬絹1,364番地7」を「川崎市宮前区馬絹4丁目18番27号」に改める。

規 則

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第68号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

末長	高津区末長2丁目	104	
----	----------	-----	--

」

を

「

末長	高津区末長2丁目	192	車椅子使用者向4戸
----	----------	-----	-----------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月31日から施行する。

平成29年8月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社E t t	1475102057	月の光ケアサービス	神奈川県川崎市幸区小倉5-2-14 鈴木ビル101号	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援

川崎市告示第524号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第69号

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則(昭和38年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表宮前消防団の部宮前分団の項中「馬絹、」を削り、「馬絹3丁目」の次に「、馬絹4丁目、馬絹5丁目、馬絹6丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成29年11月20日から施行する。

告 示

川崎市告示第523号

介護保険法によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、若しくは第115条の25第2項の規定又は第78条の8若しくは第91条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設から辞退の届出があったため、同法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20若しくは第115条の30の規定、又は同法第78条の11若しくは第93条の規定に基づき告示します。

平成29年10月16日

川崎市長 福田紀彦

文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス

事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第

115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成29年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

平成29年10月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
social business support 株式会社	1475003768	S-LIFE	川崎市川崎区貝塚1-3-17 シャンボール第二川崎101	居宅介護支援
株式会社Hama直	1495100396	ブリッジライフ新川崎	神奈川県川崎市幸区古市場 1-48 ルーエ大和田101号室	地域密着型通所介護
株式会社QED	1475102214	リハビリセンターいずみ 小倉店	神奈川県川崎市幸区小倉 3-13-10	通所介護
株式会社 エビスフォーラム	1475003784	エビスケアー	川崎市川崎区四谷上町 1番8号	訪問介護 介護予防訪問介護
エムエス商事株式会社	1495600429	グループホーム つなぐ	川崎市麻生区栗木3-6-20	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型 共同生活介護
合同会社健康の森	1495500447	Salonのがわ	川崎市宮前区野川2983-1	地域密着型通所介護
合同会社健康の森	1475502256	Salonのがわ	川崎市宮前区野川2983-1	介護予防通所介護
株式会社Que	1495100404	機能訓練特化型通所介護 榎	川崎市幸区古市場二丁目108 リバーサイドビル101	地域密着型通所介護
株式会社Que	1475102248	機能訓練特化型通所介護 榎	川崎市幸区古市場二丁目108 リバーサイドビル101	介護予防通所介護
エムエス商事株式会社	1495600437	小規模多機能 支え合い	川崎市麻生区栗木3-6-20	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型 居宅介護
株式会社YFM	1475202733	ワイケア川崎	川崎市中原区新城3-4-5 2F	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475003818	ジャパンケア川崎日進 居宅介護支援	川崎市川崎区日進町 22-3 吉田貸事務所	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475003792	ジャパンケア川崎日進 訪問介護	川崎市川崎区日進町22-3 吉田貸事務所	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495000620	ジャパンケア川崎日進 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市川崎区日進町 22-3 吉田貸事務所	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495000638	ジャパンケア川崎日進 夜間訪問介護	川崎市川崎区日進町 22-3 吉田貸事務所	夜間対応型訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475302913	ジャパンケア川崎高津 居宅介護支援	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475302871	ジャパンケア川崎高津 訪問介護	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495300434	ジャパンケア川崎高津 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495300442	ジャパンケア川崎高津 夜間訪問介護	川崎市高津区溝口3-11-17 溝口パークホームズ2-B	夜間対応型訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1465390257	ジャパンケア川崎高津 訪問看護	川崎市高津区溝口1-19-11 グランデール溝口403	訪問看護 介護予防訪問看護



事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475502223	ジャパンケア川崎鷺沼 居宅介護支援	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンブラザ鷺沼1F	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475502199	ジャパンケア川崎鷺沼 訪問介護	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンブラザ鷺沼1F	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495500413	ジャパンケア川崎鷺沼 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンブラザ鷺沼1F	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495500421	ジャパンケア川崎鷺沼 夜間訪問介護	川崎市宮前区有馬1-7-5 サンブラザ鷺沼1F	夜間対応型訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475003826	ジャパンケア川崎観音 居宅介護支援	川崎市川崎区観音1丁目 2番5号	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475003800	ジャパンケア川崎観音 訪問介護	川崎市川崎区観音1丁目 2番5号	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495000646	ジャパンケア川崎観音 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市川崎区観音1丁目 2番5号	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475102222	ジャパンケア川崎小倉 居宅介護支援	川崎市幸区小倉5丁目31番 11号	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475102198	ジャパンケア川崎小倉 訪問介護	川崎市幸区小倉5丁目31番 11号	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495100370	ジャパンケア川崎小倉 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市幸区小倉5丁目31番 11号	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475102230	ジャパンケア北加瀬 居宅介護支援	川崎市幸区北加瀬3丁目 18番18号	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475102206	ジャパンケア北加瀬 訪問介護	川崎市幸区北加瀬3丁目 18番18号	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495100388	ジャパンケア北加瀬 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市幸区北加瀬3丁目 18番18号	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475202758	ジャパンケア元住吉西 居宅介護支援	川崎市中原区井田2丁目 34-22	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475202741	ジャパンケア元住吉西 訪問介護	川崎市中原区井田2丁目 34-22	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495200402	ジャパンケア元住吉西 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市中原区井田2丁目 34-22	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475302905	ジャパンケア梶が谷 居宅介護支援	川崎市高津区新作1丁目 22-21	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475302889	ジャパンケア梶が谷 訪問介護	川崎市高津区新作1丁目 22-21	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495300459	ジャパンケア梶が谷 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市高津区新作1丁目 22-21	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475302921	ジャパンケア多摩川 居宅介護支援	川崎市高津区宇奈根635-1	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475302897	ジャパンケア多摩川 訪問介護	川崎市高津区宇奈根635-1	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495300467	ジャパンケア多摩川 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市高津区宇奈根635-1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475502231	ジャパンケア宮前菅生 居宅介護支援	川崎市宮前区菅生5丁目 23-23	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475502207	ジャパンケア宮前菅生 訪問介護	川崎市宮前区菅生5丁目 23-23	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495500439	ジャパンケア宮前菅生 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	川崎市宮前区菅生5丁目 23-23	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475502249	ジャパンケア宮前野川 居宅介護支援	川崎市宮前区野川755-1	居宅介護支援
SOMPOケアメッセージ株式会社	1475502215	ジャパンケア宮前野川 訪問介護	川崎市宮前区野川755-1	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケアメッセージ株式会社	1495500454	ジャパンケア宮前野川 定期巡回・随時対応型訪 問介護看護	川崎市宮前区野川755-1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

**川崎市告示第525号**

市議会の同意を得て平成29年10月15日に次の者を川崎  
市人事委員会委員に選任しました。

平成29年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

野 本 紀 子

川崎市中原区上小田中1丁目24番10号

**川崎市告示第526号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川  
崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、  
第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基  
づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条  
第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）  
の規定に基づき告示します。

平成29年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場  
所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時ま  
で並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時  
まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する  
休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を  
経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない  
ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処  
理をします。

(別紙省略)

**川崎市告示第527号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の  
規定により、宮前区馬絹地区で、別図のとおり町区域の  
設定をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町区域の設定の効力は、平成29年11月20日  
から生じるものとする。

平成29年10月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別図省略)

**川崎市告示第528号**

住居表示を実施すべき区域について、街区符号及び住  
居番号を次のように付けたので、住居表示に関する法律  
（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により告  
示する。

1 区域

川崎市宮前区馬絹4丁目

川崎市宮前区馬絹5丁目

川崎市宮前区馬絹6丁目

2 実施期日

平成29年11月20日

- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号 別添住居表示新旧対照案内図のとおり

平成29年10月20日

川崎市長 福田 紀彦  
(別添新旧対照案内図省略)

**川崎市告示第529号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月20日から平成29年11月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上麻生第382号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1番1先 ----- 川崎市麻生区上麻生5丁目1番1先	5.50	2.81	隅きり部
旧	上麻生第382号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1番1先 ----- 川崎市麻生区上麻生5丁目1番1先	5.50	2.71	隅きり部

**川崎市告示第530号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月20日から平成29年11月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月20日

平成28年度に完了した負担対象工事の指定に関する一覧表

(1) 工事の種類	(2) 工事の名称	(3) 工事の実施された場所	(4) 工事の完了した日	(5) 工事に要した費用	(6) 負担区域	(7) 負担の割合	(8) 負担区域内にある工場若しくは事業場の敷地の面積の合計
条例第2条第1項第2号に規定する港湾環境整備施設の維持の工事	港湾緑地維持補修工事	川崎市川崎区千鳥町、水江町、東扇島、大川町、白石町内の港湾緑地	平成29年3月31日	48,286,764円	臨港地区	1/2	18,506,596㎡
条例第2条第1項第7号に規定する港湾における漂流物の除去その他の清掃の工事	漂流物除去工事	川崎港港湾区域		56,887,944円	臨港地区及び港湾区域	1/2	19,734,857㎡

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	堰第58号線	川崎市多摩区堰3丁目219番5先 ----- 川崎市多摩区堰3丁目219番5先	2.42	27.92	
新	堰第58号線	川崎市多摩区堰3丁目219番15先 ----- 川崎市多摩区堰3丁目219番4先	3.38 ~ 4.69	27.92	

**川崎市告示第531号**

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年10月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月20日から平成29年11月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
堰第58号線	川崎市多摩区堰3丁目219番15先 ----- 川崎市多摩区堰3丁目219番4先	

**川崎市告示第532号**

平成29年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事について、川崎市港湾環境整備負担金条例(昭和55年川崎市条例第13号)第2条第2項の規定により、次のとおり指定します。

平成29年10月24日

川崎市長 福田 紀彦



**川崎市告示第533号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円  
 原動機付自転車 5,000円  
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵  
 印鑑  
 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

**川崎市告示第534号**

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年川崎市条例第8号）第16条第1項の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更があったので告示します。

平成29年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 名称 一般社団法人 神奈川県貯水槽協会  
 2 変更事項 所在地  
 3 変更内容（新）神奈川県茅ヶ崎市松が丘1丁目6番83号

4 変更内容（旧）神奈川県茅ヶ崎市幸町18番4号  
 5 変更年月日 平成29年7月31日

**川崎市告示第535号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月24日から平成29年11月8日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	下作延第164号線	川崎市高津区下作延4丁目489番15先 ..... 川崎市高津区下作延4丁目489番14先	2.12	51.75	
新	下作延第164号線	川崎市高津区下作延4丁目489番12先 ..... 川崎市高津区下作延4丁目489番5先	3.06	51.75	

**川崎市告示第536号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年10月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月24日から平成29年11月8日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
下作延第164号線	川崎市高津区下作延4丁目489番12先 ..... 川崎市高津区下作延4丁目489番5先	

**川崎市告示第537号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第25条第1項に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務について、次のとおり指定登録機関を指定したので、法第28条第1項の規定に基づき告示します。

平成29年10月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 指定登録機関の名称及び住所  
公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会  
横浜市中区太田町2丁目22番地
- 2 指定登録機関が行う登録事務の範囲  
法第25条第1項に規定する登録事務の全部
- 3 登録事務を行う事務所の所在地  
横浜市中区太田町2丁目22番地
- 4 登録事務の開始日  
平成29年10月25日

川崎市告示第538号

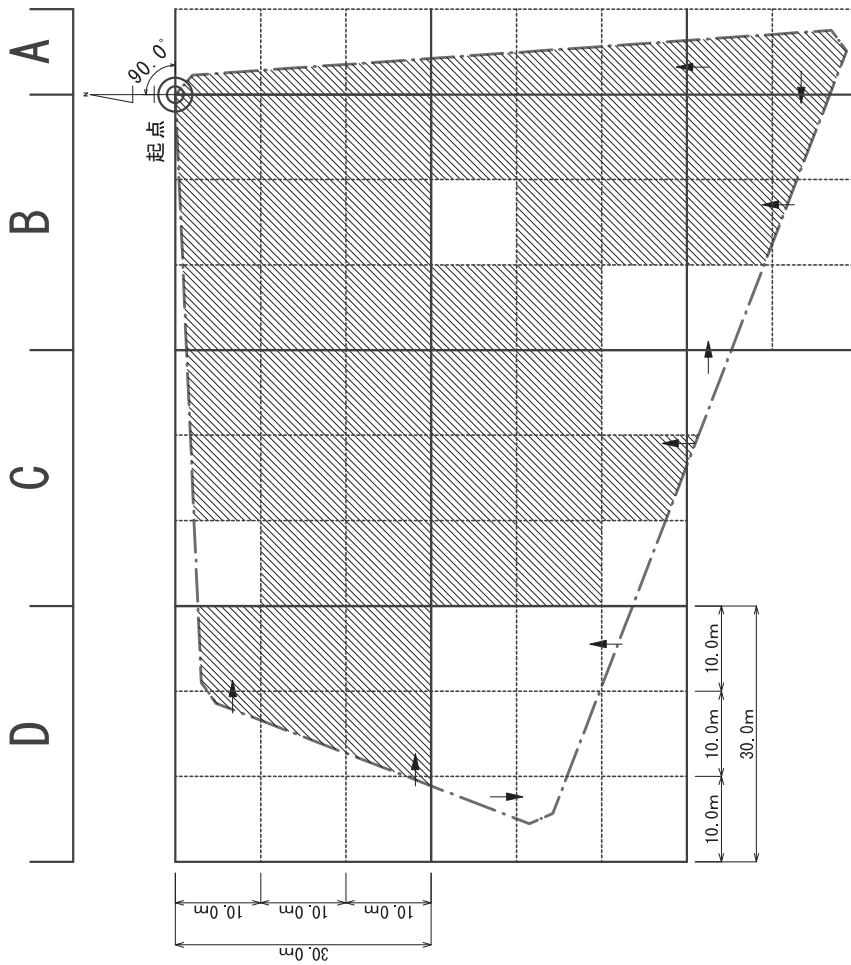
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出  
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年10月25日

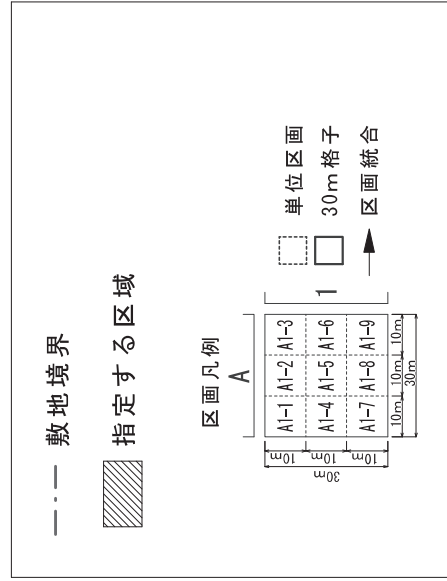
川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 指定する区域  
川崎区塩浜3丁目21番4の一部  
(別図のとおり)
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物



1 2 3

凡例



別図 指定する区域

**川崎市告示第539号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第540号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第541号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第542号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第543号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第544号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第545号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項第10号の規定により指定介護機関の取消による廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき別表のとおり告示します。

（別表省略）

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第546号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成11年川崎市告示第200号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
栗木町内会
- (2) 事務所の所在地  
川崎市麻生区栗木1丁目3番13号
- (3) 代表者の氏名  
仲林 久夫
- (4) 代表者の住所  
川崎市麻生区栗木1丁目19番6号

2 変更事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名及び住所  
「飯塚 馨」を「仲林 久夫」に改める。  
「川崎市麻生区栗木1丁目1番6号」を  
「川崎市麻生区栗木1丁目19番6号」に改める。

川崎市告示第547号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき告示します。

平成29年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	鈴木 健太	ひろせクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1
変更後		すずむらクリニック	フェニックスコート1F

川崎市告示第548号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成29年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
阿部 秀樹	あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7 堀井ビル3F
河井 誠	かわいクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2 氏橋ビル3F B区画
竹野 景海	田園都市溝の口 つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4

川崎市告示第549号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成29年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

- (1) 目的外利用  
ア 市長 4件
- (2) 外部提供  
ア 市長 7件  
イ 上下水道事業管理者 2件  
ウ 消防長 1件  
オ 教育委員会 1件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第550号

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年川崎市条例第8号)第16条第1項の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更があったので告示します。

平成29年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 名称 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
- 2 変更事項 代表者の名称
- 3 変更内容(新) 代表取締役 野田 由美子
- 4 変更内容(旧) 代表取締役 クリスチャン・ジェルサレ
- 5 変更年月日 平成29年10月1日

川崎市告示第551号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月31日から平成29年11月15日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川高第61号線	川崎市高津区野川2205番6先 ..... 川崎市高津区野川2207番4先	2.73	71.10	



新	野川高第61号線	川崎市高津区野川2205番3先 ----- 川崎市高津区野川2207番5先	2.73 ~ 10.82	71.10	隅きりを含む
旧	野川高第65号線	川崎市高津区野川2208番8先 ----- 川崎市高津区野川2208番8先	3.94	32.91	
新	野川高第65号線	川崎市高津区野川2208番1先 ----- 川崎市高津区野川2208番1先	5.00 ~ 5.20	32.91	

川崎市告示第552号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年10月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年10月31日から平成29年11月15日まで一般の縦覧に供します。

平成29年10月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川高第61号線	川崎市高津区野川2205番3先 ----- 川崎市高津区野川2207番5先	隅きりを含む
野川高第65号線	川崎市高津区野川2208番1先 ----- 川崎市高津区野川2208番1先	

川崎市告示第553号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年10月31日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
  - 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成28年10月16日

川崎市長 福田紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市市宮前区野川字中耕地1266番2  
の一部 ほか26筆の一部（第1工区）  
1,538平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17  
株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡
- 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：24戸
- 開発許可年月日及び許可番号  
平成28年10月20日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第105号  
平成29年4月28日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第12号（変更）  
平成29年6月21日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第35号（変更）

## 川崎市公告第559号

平成29年10月16日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内道路補修(緊急その2)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	竹ノ下橋他2橋橋梁補修(耐震補強)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区田辺新田1番地先他2箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(歩道透水性)工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4丁目12番地先
	履行期限	契約の日から130日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	緊急物資等輸送路液状化対策その3工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。	

参 加 資 格	<p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道麻生5号線道路改良工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区東百合丘3丁目14番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	古市場第5公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所	川崎市幸区古市場2丁目84ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで

参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。</li> <li>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</li> </ul>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 市道細山63号線道路補修(L型側溝)工事
	履行場所 川崎市麻生区細山5丁目3番地先
	履行期限 契約の日から120日間
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</li> <li>(6) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</li> </ul>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。



## (案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	上麻生隠れ谷公園バリアフリー対応整備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生3丁目23-4
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年10月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 (1) 本案件は川崎市請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (2) 入札参加者は本案件又は「三田第6公園ほか遊具更新工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (3) 落札候補者決定は、本案件、「三田第6公園ほか遊具更新工事」の順に行います。 (4) 本案件の落札候補者となった者は、「三田第6公園ほか遊具更新工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。	

## (案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	三田第6公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区東三田3丁目7-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年10月30日13時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 (1) 本案件は川崎市請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (2) 入札参加者は本案件又は「上麻生隠れ谷公園バリアフリー対応整備工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (3) 落札候補者決定は、「上麻生隠れ谷公園バリアフリー対応整備工事」、本案件の順に行います。 (4) 「上麻生隠れ谷公園バリアフリー対応整備工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

## 川崎市公告第560号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	看護短期大学衛生その他設備改修工事
	履行場所	川崎市幸区小倉4丁目30番1号
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月17日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	有馬第2住宅新築第2号衛生その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区東有馬4丁目3086-10 3086-12
	履 行 期 限	契約の日から平成31年1月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	白山保育園屋根改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区白山4丁目2番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月8日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	北部身体障害者福祉会館昇降機設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月8日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	南生田中学校防球ネット改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区南生田3丁目4番1号
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参 加 資 格	(9) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名 末長こども文化センター外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区末長3丁目25番8号
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月8日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。



川崎市公告第561号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分  
について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、平成29年11月1日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

平成29年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 放置されている場所 (住宅名)  
真福寺市営住宅

(案件1)

蟹ヶ谷槍ヶ崎市営住宅  
上小田中耐火市営住宅

- 2 放置自動車の台数  
バイク 7台

川崎市公告第562号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月20日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件名	コンテナターミナル改良設計その2委託
	履行場所	川崎市川崎区東扇島92番地内
	履行期限	平成30年3月20日 限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。 (4) 平成19年度以降にコンテナターミナルの改良設計業務を元請けとして実施し、完了した実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、現場代理人と管理(主任)技術者は兼務できない。 ア 現場代理人は、技術士(建設部門:港湾及び空港)、技術士(総合技術監理部門:建設一港湾及び空港)、RCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者とし、かつ平成19年度以降にコンテナターミナルの改良設計業務を実施し、完了した実績を有すること。 イ 管理(主任)技術者は、技術士(建設部門:港湾及び空港)、技術士(総合技術監理部門:建設一港湾及び空港)、RCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者とし、かつ平成19年度以降にコンテナターミナルの改良設計業務を実施し、完了した実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第563号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月23日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩区内市道鹿島田菅線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市多摩区长尾5丁目22番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月7日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	千鳥町7号岸壁耐震改良その3工事
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」又は「B」で登録されている者。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (8) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月20日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	宿河原駅周辺自転車等駐車場第2施設新築工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原3丁目10番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 業種「土木」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月7日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	小田栄駅自転車等駐車場改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小田3丁目189-4番地
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月7日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	生田根岸歩道橋補修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区枅形4丁目5番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月20日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	天神橋橋梁補修(塗装)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区片平3丁目2番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	平成29年11月7日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	市道東扇島第1号線舗装改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島38番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月20日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

**川崎市公告第564号**

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、平成29年11月6日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じ

た者若しくは委任した者が撤去します。

平成29年10月23日

川崎市長 福田 紀彦



種 類	登録番号	場 所
普通自動車 ミツビシ キャンターユニック付 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
普通自動車 ブジョー 307 青	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 スバル R2 水色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 ミツビシ ミニキャブトラック 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 マツダ スピアーノ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ハイゼットカーゴ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 ミツビシ タウンボックス シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
普通自動車 メルセデス・ベンツ A160 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ムーブ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 スズキ ワゴンR (RR) 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 スズキ エブリイ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 スズキ スティングレー グレー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ アトレー 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 スズキ ラパン 薄水色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ タント 薄紫	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 ホンダ アクティ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
普通自動車 ホンダ ステップワゴン 紺	川崎501さ2595 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島40番地
軽自動車 スズキ アルト 白	横浜480か1359 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島83番 1

## 川崎市公告第565号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区長尾四丁目212番

の一部 ほかに1筆の一部

1,034平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区小台1丁目20番地1  
株式会社 プラザハウス 代表取締役 柳 英明
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年7月18日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第49号

#### 川崎市公告第566号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 こども文化センター建築物定期点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内のこども文化センター全57か所
- (3) 完了期限 平成30年3月30日(金)
- (4) 業務概要 詳細は入札説明書によります。

#### 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。
- (3) 一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者を有すること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

#### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません(入札参加資格を証する書類を添付してください)。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所第3庁舎13階  
こども未来局青少年支援室 進藤・布施  
電話044-200-1988(直通)  
FAX044-200-3931  
E-mail: 45sien@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
平成29年10月25日(水)から平成29年11月2日(木)までの午前8時30分から正午及び午後1時か

ら午後5時15分までとします。

#### (3) 提出方法

持参とします。

#### 4 入札説明書の交付及び一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成29年11月7日(火)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分に一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

#### (1) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

#### (2) 入札説明会

実施しません。

#### 5 仕様に関する問い合わせ

#### (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

#### (2) 質問受付期間

平成29年11月2日(木)から平成29年11月8日(水)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

#### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

#### (4) 質問受付方法

E-mailによります。

E-mail: 45sien@city.kawasaki.jp

#### (5) 回答方法

平成29年11月10日(金)に全事業者に文書(E-mail)にて送付します。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

#### (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

#### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札の手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は、こども文化センター建築物定期点検業務委託にかかる費用の合計金額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年11月20日（月） 10時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参とします。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

## (1) 契約保証金

免除とします。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の

質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 川崎市公告第567号

入札公告（役務）

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 資源物とごみの分け方・出し方作製等業務委託

(2) 履行場所 境局生活環境部減量推進課ほか5か所

(3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月23日まで

(4) 業務内容

「資源物とごみの分け方・出し方」の作製等に関する業務内容は、次のとおりとする。

「資源物とごみの分け方・出し方」の作製及び納入に関する業務

## 2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市競争参加資格審査申請書により、業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」に登録していること。

(3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## 3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布・提出場所 川崎市環境局生活環境部減量推進課（第3庁舎16階）

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2580

(2) 配布・提出期間 平成29年10月26日から

平成29年11月1日

午前9時から午後4時まで

（正午から午後1時まで、土曜日・日曜日及び祝日は除く。）

(3) 提出方法 持参

## 4 業務仕様書類の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ

- (2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ
- 5 競争参加資格確認通知書の交付
 

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

  - (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
  - (2) 交付日時 平成29年11月7日  
午前10時から午後4時まで  
(正午から午後1時までを除く。)
- 6 競争参加資格の喪失
 

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

  - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 仕様・入札に関する問い合わせ先
  - (1) 問い合わせ場所  
上記3(1)と同じ。
  - (2) 問い合わせ期間  
平成29年11月8日から平成29年11月14日  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時まで、土曜日・日曜日及び祝日は除く。)
  - (3) 問い合わせ方法  
入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出してください。
  - (4) 質問受け付け方法  
持参、電子メールによる。  
アドレス [30genryo@city.kawasaki.jp](mailto:30genryo@city.kawasaki.jp)
  - (5) 回答方法  
平成29年11月16日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。
- 8 入札手続等
  - (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
  - (2) 入札の日時 平成29年11月21日  
午前10時30分
  - (3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室
  - (4) 入札保証金 免除
  - (5) 開札の日時 上記8(2)に同じ

- (6) 開札の場所 上記8(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約手続等
  - (1) 契約保証金 免除
  - (2) 前払金 否
  - (3) 契約書の作成 要
  - (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。
- 10 その他
  - (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (2) 詳細は入札説明書によります。
  - (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第568号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
し尿中継輸送・下水投入施設脱臭剤交換及び燃焼脱臭炉等点検整備業務委託
- (2) 履行場所  
宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設(川崎市宮前区宮崎172番地)
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成30年3月16日まで
- (4) 業務概要  
宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設に設置されている脱臭設備を維持管理するための脱臭剤の交換及び燃焼脱臭炉等の点検整備業務

2 参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条に規定する資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。
- (4) 過去2年間（平成27・28年度）の期間に、本市又は他官公庁において、し尿・汚泥処理関連施設の脱臭剤交換業務及び脱臭設備点検業務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。
- (5) 過去2年間（平成27・28年度）の期間に、本市又は他官公庁において、し尿・汚泥処理関連施設の燃焼脱臭炉の点検業務又は、過去15年間の期間に、本市又は他官公庁において、し尿・汚泥処理関連施設の燃焼脱臭炉の設計・施行业務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。

### 3 競争入札参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市役所第3庁舎16階 環境局生活環境部収集計画課  
川崎市川崎区東田町5番4号  
電話044-200-2585（直通）
- (2) 配布・提出、閲覧期間  
平成29年10月25日（水）から  
平成29年10月31日（火）まで  
9時00分から17時00分まで  
（土曜日、日曜日、休日及び12時00分から13時00分までの間は除く）
- (3) 提出方法  
持参（持参以外は無効とします）

### 4 確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認められた者には、確認通知書・質問書及び仕様書等を平成29年11月9日（木）に交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。

- (1) 交付場所  
上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時  
平成29年11月9日（木）  
9時00分から16時00分まで  
（12時00分から13時00分までの間は除く）

### 5 参加資格の喪失

参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

### 6 委託内容に関する質問

- (1) 質問受付期間  
平成29年11月9日（木）から平成29年11月16日（木）まで  
9時00分から17時00分まで  
（12時00分から13時00分までの間は除く）
- (2) 質問の様式  
確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。
- (3) 質問受付方法  
電子メール及びFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。

電子メールアドレス

[30syusyu@city.kawasaki.jp](mailto:30syusyu@city.kawasaki.jp)

FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-2585

### (5) 回答方法

平成29年11月22日（水） 全社へ文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

### 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時  
平成29年11月28日（火） 午前10時00分
- (3) 入札・開札の場所  
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室  
（川崎市川崎区東田町5番4号）
- (4) 入札保証金  
免除
- (5) 入札書の提出方法  
持参（持参以外は無効とします）
- (6) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は調査を行う場合があります。
- (7) 入札書の記載金額  
入札に際しては「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。



い。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第569号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	有馬第2住宅新築第2号エレベータ設備工事
	履行場所	川崎市宮前区東有馬4丁目3086-10 3086-12
	履行期限	契約の日から平成31年1月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p> <p>(8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	中央卸売市場北部市場青果棟屋上防水改修工事(第4期)
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期限	契約の日から平成30年8月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参 加 資 格	<p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 防水工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「防水」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 防水施工面積500㎡以上の1棟からなる建築物の防水改修工事の完工実績（元請に限る。）を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月27日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 公文書館消火設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内4丁目1番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」種目「その他の消防設備」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「消防施設」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	れいんぼう川崎自動火災報知設備改修工事
	履行場所	川崎市宮前区東有馬5丁目8番10号
	履行期限	契約の日から平成30年3月23日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「消防施設」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 消防設備士免状(甲種第4類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者(業種「消防施設」)との兼任を可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	高津中学校ほか1校プールろ過装置改修工事
	履行場所	川崎市高津区久本3丁目11番2号ほか1校
	履行期限	契約の日から平成30年3月16日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第570号

平成29年10月27日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 平成29年度 備蓄食料品(わかめ御飯)の購入
	履行場所 南部防災センター(川崎区小田7-3-1)他52箇所
	履行期限 平成30年3月30日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「食料品」種目「食料品」に記載されていること。 (4) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2093
入札日時等	平成29年12月5日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第571号

平成29年10月30日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 千代ヶ丘公園ほか遊具更新工事
	履行場所 川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20-14ほか
	履行期限 契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

参加資格	(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月14日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	八幡掘緑地第3期園路改修工事
	履行場所	川崎市多摩区堰1丁目367ほか
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月14日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	市道南加瀬62号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬3丁目7番地先
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで



参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</li> <li>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</li> </ul>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月14日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	市道細山I線舗装道補修（切削）工事
	履行場所	川崎市麻生区金程2丁目13番地先
	履行期限	契約の日から100日間
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</li> <li>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</li> </ul>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月14日13時 30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	桜掘護岸ほか改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浅野町3番地ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年 3月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 「海上及び海中で塗覆装防食または防食テープによる防食工事」および「海上での鋼管杭、鋼矢板または鋼管矢板の打設工事」の完工実績（元請に限る。）を平成14年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月27日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	幸区内一般県道川崎町田舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南幸町3丁目90番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月14日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	宿河原駅周辺自転車等駐車場第1施設増築工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原3丁目10番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月14日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市公告第572号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、川崎港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成29年10月31日

川崎港港湾管理者 川崎市

代表者 川崎市長 福田 紀彦

## 1 川崎港港湾計画変更の概要

平成26年12月4日川崎市公告第587号によりその概要を公告した川崎港港湾計画について、夜光地区における港湾環境整備施設計画及び土地利用計画、東扇島地区における土造成及び土地利用計画の変更した事項は次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画

ア 夜光地区

市民等が海に親しむための魅力ある親水空間の創

出を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]  
夜光地区

緑地 1ha [新規計画]

(2) 土地造成及び土地利用計画

市民等が海に親しむための魅力ある親水空間の創出を図るため、また、物流施設等の土地需要に対応するため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

ア 土地造成計画

単位：ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
東扇島	(3) 3	(10) 10						(13) 13

注1：( ) は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

イ 土地利用計画

単位：ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
夜光	(1) 1		(72) 72	1	1	(3) 1	(1) 1	(76) 77
東扇島	(77) 77	(218) 218	(23) 23		(20) 51	(58) 58	(33) 33	(428) 459

注1：( ) は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

(3) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項  
増加するコンテナ貨物や不足する倉庫用地等に必要港湾関連用地等を確保するため、東扇島地区の13haの土地造成において、建設発生土の有効活用を計画する。

2 港湾計画の縦覧の場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎2階 かわさき情報プラザ

川崎市公告第573号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年10月16日	特定非営利活動法人 VFCP	安川 貴 今村 和美 田中 理敏	川崎市宮前区宮崎6丁目 2番地25	この法人は、トンガ王国に住む人々の生活向上に向けて、学校設備の改築や設置及び自然保護に関する事業を行うとともに、トンガ王国の人々の雇用促進につながる事業を行うことで、トンガ王国の子ども達が将来的に豊かに暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

川崎市公告第574号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次の

のとおり公告します。

平成29年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年10月16日	特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク	永島 優子	川崎市中原区上小田中 5丁目2番4号 グレイス武蔵中原303	この法人は、川崎市内を主な活動の場として、建築、医療、福祉、法律等の各専門家が、情報交換や相互支援するネットワークを構築し、快適な住環境の形成に必要な技術の研鑽に努めるとともに、住宅・建築物やまちづくりに関する市民からの相談に積極的に応じ、そのニーズに的確に応える情報提供、支援等を行うことにより、消費者の利益を保護し、高齢者等誰もが安全で安心して暮らせる住環境の形成（住まいづくり・まちづくり）に寄与することを目的とする。
平成29年10月24日	特定非営利活動法人 わになろう会	新井 靖子	川崎市中原区今井南町 32番11号	この法人は、障がいのある人とその家族、学校や施設で働く人々をはじめ多くの市民が手をつなぎ、それぞれが望む進路や社会参加の場をひろげる活動をすすめて、すべての人が自立をめざしていきいきと豊かに暮らせるように、障がいのある人とその家族及び特別支援教育の担当者を支援し、福祉の増進、人権の擁護に寄与することを目的とする。

## 川崎市公告（調達）

### 川崎市公告（調達）第334号

#### 落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
橋処理センター建設工事
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成29年10月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三菱・大成建設共同企業体  
代表者 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 サービス事業部 サービス営業部  
サービス営業部長 里木 雅彦  
横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号
- 5 落札金額  
29,800,000,000円
- 6 落札者を決定した手続

#### 一般競争入札

#### 7 入札の公告を行った日

平成29年2月10日

### 川崎市公告（調達）第335号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
マイクロソフトソフトウェアアシュアランス
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
- (3) 履行期限  
平成30年3月31日
- (4) 調達概要
  - ア 調達物品  
「入札説明書」によります。
  - イ 数量  
「入札説明書」によります。
- 2 入札参加資格者に関する事項  
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給



等有資格業者名簿」の業種「コンピュータ」種目「ソフトウェア・消耗品」に記載されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に記載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年11月22日（水）までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量を確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

### 3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

ただし、申込書の郵送による提出は認めません。

#### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階）

総務企画局情報管理部システム管理課

担 当 森田・松田

電 話 044-200-3076

F A X 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布・提出期間

平成29年11月10日（金）から平成29年11月22日（水）までとします。（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）

### 4 一般競争参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争参加資格確認通知書を交付します。

#### (1) 日時

平成29年11月30日（木）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

#### (2) 場所

3(1)に同じ

#### (3) その他

一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年11月10日（金）から平成29年11月22日（水）まで縦覧に供します。（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午

後5時15分まで）

### 5 入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

#### (1) 日時 平成29年11月30日（木）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

#### (2) 場所 川崎市役所 第3庁舎9階

### 6 仕様に関する問い合わせ先

#### (1) 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間は、平成29年11月30日（木）から平成29年12月6日（水）までとします（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします（FAX又は持参にてお願いします）。

なお、回答については平成29年12月13日（水）、全社に文書（FAX又は電子メール）にて送付します。

### 7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

### 8 入札の手續等

#### (1) 入札方法

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年12月22日（金）午後2時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

#### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限 平成29年12月21日（木）必着

イ 宛先 3(1)に同じ

#### (4) 入札保証金

免除とします。

#### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

### 9 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :  
Microsoft Software Assurance
- (2) Time-limit for tender :  
2:00 P.M. December 22, 2017
- (3) Time-limit for tender by mail :  
December 21, 2017
- (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
System Management Section  
Information Management Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel : 044-200-3076

#### 川崎市公告(調達)第336号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
下水道光ファイバー性能測定等業務委託契約
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎ほか
- (3) 履行期間  
平成30年1月4日から平成30年3月31日まで
- (4) 調達概要  
庁内ネットワークで利用している下水道光ファイバーのOTDR性能測定業務の委託  
詳細は「入札説明書」によります。

#### 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種が「施設維持管理」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。
- (5) 川崎市内に本社があること。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。

##### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番4 第3庁舎9階

総務企画局情報管理部システム管理課

伊藤・松井

電 話 044-200-2111 (代表)

044-200-2057 (直通)

F A X 044-200-3752

##### (2) 配布・提出期間

平成29年11月10日(金)から平成29年11月20日(月)までとします(土曜日、日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

#### 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

##### (1) 日時

平成29年11月24日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

##### (2) 場所

3(1)に同じ

##### (3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年11月10日(金)から平成29年11月20日(月)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分

まで)。

5 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間は、平成29年11月24日(金)から平成29年11月29日(水)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします。(FAX又は持参にてお願いします。)また、FAXで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答については平成29年12月4日(月)、全社に文書(FAX又は電子メール)にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は、総額(税抜き)で行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種工事・設定・代行手続等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 平成29年12月7日(木) 午後2時
- イ 場所 川崎市役所 第3庁舎 9階 開発室1

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 落札者は契約書2通を作成し、平成29年12月12日(火)正午までに3(1)の場所に持参してください。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第337号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

国民健康保険制度改正への対応のための国保ハイアップシステム改修業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局地域福祉部保険年金課  
川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年10月11日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神奈川支社  
支社長 木下 孝彦  
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号  
クイーンズタワーC

5 契約金額

33,687,360円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第338号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市市民防災農地標識板作製等業務

## (2) 履行場所

川崎市市民防災農地

## (3) 履行期限

平成30年3月30日

## (4) 業務概要

市民防災農地に登録された農地に関する標識板作製及び設置を行うこととする。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の締切日において、平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他業務」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は持参により提出することとします。

## (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 計画調整担当

電 話 044-200-2474(直通)、

F A X 044-200-3972、

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

平成29年11月10日から11月16日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

## (1) 通知書交付日

平成29年11月20日

## (2) 場所

3(1)に同じ

## (3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」－「契約方法：一般競争入札」、「業種：その他業務」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

## (4) 入札説明会

実施しません。

## 5 仕様に関する問い合わせ

## (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

## (2) 質問受付期間

平成29年11月10日から11月21日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

## (5) 回答方法

平成29年11月27日に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札の手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記



載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年11月29日 10時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎7階 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金の要否

免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」－「契約関係規定」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じです。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－「入札参加手続関係」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

川崎市公告（調達）第339号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年11月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立聾学校で使用する深夜電力の供給

(2) 供給内容

56,600キロワット時（詳細は入札説明書による。）

(3) 供給期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

※対象時間帯：午後11時から午前7時まで

(4) 供給場所

川崎市立聾学校

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(4)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課  
電 話 044-200-3287（直通）

F A X 044-200-2853

(2) 配布・提出期間

平成29年11月10日（金）～平成29年12月1日（金）  
午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除



く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成29年11月10日(金)～平成29年12月1日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するFAXにて送信。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年12月4日(月)までに、競争参加者全てに、電子メール又はFAXにて送付。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年12月1日(金)までに送付。

※電子メールアドレスを登録していない場合はFAXにて送付。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成29年12月8日(金) 午後3時30分

(イ) 開札場所

川崎市川崎区東田町5番地4  
第3庁舎15階第3会議室

イ 郵送による入札

(ア) 提出期限

平成29年12月7日(木) 午後5時

(イ) 提出先

上記3(1)に同じ。

(ウ) その他

二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」と明記し、封印の上、書留郵便により送付。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(4) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

川崎市公告(調達)第340号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- 川崎市多摩区総合庁舎で使用する電気の需給契約
- (2) 履行場所  
川崎市多摩区総合庁舎  
川崎市多摩区登戸1775番地1
- (3) 履行期限  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 調達概要  
上記期間内における単価納入契約の締結  
調達見込数量 常時電力3,265,000キロワット時
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月11日成立）による改正後の電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 参加申込期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者（入札参加業種に記載のない者も含む。）は財政局管財部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年11月22日（水）までに行うこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。
- 3 競争参加申込書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所  
〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775番地1  
多摩区役所まちづくり推進部総務課  
電話 044-935-3125
- (2) 配布・提出期間  
平成29年11月10日（金）から平成29年11月22日（水）までの下記の時間  
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。
- (3) 提出方法

- 持参、郵送
- 4 入札説明書の交付  
3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、平成29年11月10日（金）から平成29年11月22日（水）まで縦覧に供します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所  
3(1)と同じ
- (2) 交付日時  
平成29年11月29日（水）午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで  
ただし、川崎市「平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、平成29年11月29日（水）までに電子メールで配信します。
- 6 仕様又は入札説明書に関する問い合わせ  
仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、入札説明書に添付の質問書により受け付けます。
- (1) 受付場所  
3(1)と同じ
- (2) 提出方法  
持参・郵送
- (3) 受付期限  
平成29年11月29日（水）から平成29年12月6日（水）の午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。
- (4) 回答場所  
3(1)と同じ
- (5) 回答方法  
質問に対する回答は、平成29年12月15日（金）に、川崎市「平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録したメールアドレスに電子メールにて送付します。
- 7 入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法  
ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時  
平成29年12月22日(金) 午後2時00分

(イ) 入札書の提出場所  
川崎市多摩区登戸1775番地1  
川崎市多摩区役所 6階 601会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限  
平成29年12月21日(木) 午後5時 必着

(イ) 入札書の提出先  
3(1)と同じ

(2) 入札保証金  
免除とします。

(3) 開札の日時  
8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所  
8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有  
効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著  
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札  
は、これを無効とします。

#### 9 契約の手続等

(1) 契約保証金  
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、  
免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納  
付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否  
要

(3) 前払金  
否

(4) 議決の要否  
当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議  
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し  
ます。

(5) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札  
情報 かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧する  
ことができます。

(6) 川崎市有資格者名簿に登載のない者の審査の要否  
本調達に係る契約の際には、平成29・30年度川崎  
市有資格者名簿の業種「その他の物品販売」種目  
「電気供給」の審査の承認を要します。

#### 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)と同じ

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例(昭  
和39年川崎市条例第14号)、川崎市契約規則及び川  
崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

#### 11 Summary

(1) Nature and quality of product to be  
purchased :  
Electricity about 3,265,000kWh to use at  
Tama ward office of Kawasaki city

(2) Time limit of tender :  
2:00 P.M. 22, December, 2017

(3) Time limit of tender by mail :  
5:00 P.M. 21, December, 2017

(4) Contact point for the notice :  
General Affairs Section  
Community Building Promotion Department  
Tama Ward Office  
Kawasaki City  
ADDRESS: 1775-1 noborito, tama-ku  
Kawasaki-shi, Kanagawa 214-8570 JAPAN  
TEL:+81(0)44-935-3125

## 税 公 告

#### 川崎市税公告第176号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべ  
きところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不  
明のため送達することができないので、地方税法(昭和  
25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭  
和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告しま  
す。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

平成29年10月13日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による変更する納期限	件数・備考
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分以降	平成29年10月31日(9月随時分)	計77件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	平成29年10月31日(9月随時分)	計2件
平成29年度 (平成27年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	平成29年10月31日(9月随時分)	計2件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	9月随時分以降	平成29年10月31日(9月随時分)	計3件
平成29年度 (平成28年度課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	9月随時分	平成29年10月31日(9月随時分)	計3件
平成29年度 (平成27年度課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	9月随時分	平成29年10月31日(9月随時分)	計3件
平成29年度 (平成26年度課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	9月随時分	平成29年10月31日(9月随時分)	計2件
平成29年度 (平成25年度課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	9月随時分	平成29年10月31日(9月随時分)	計2件

(別紙省略)

**川崎市税公告第177号**

次の市税に係る納税通知書(課税額変更(取消)通知書)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・ 備考
平成 29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期 以降		計1件

(別紙省略)

**川崎市税公告第178号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第179号**

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月18日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第180号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月18日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第181号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第182号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第183号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第184号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第185号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第186号

##### 公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成29年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

別紙省略

#### 川崎市税公告第187号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成29年11月10日	計1件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成29年11月10日	計5件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	平成29年11月10日	計266件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成29年11月10日	計85件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成29年11月10日	計3件



平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	平成29年11月10日	計7件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	平成29年11月10日	計1件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	7月随時分	平成29年11月10日	計2件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	平成29年11月10日	計1件
平成29年度	軽自動車税	全期分	平成29年11月10日	計1件
平成29年度	軽自動車税	7月随時分	平成29年11月10日	計3件

(別紙省略)

**川崎市税公告第188号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**上下水道局告示**

**川崎市上下水道局告示第38号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指定有効期間

平成29年11月1日から

平成34年10月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1036

商号又は名称 河野建設株式会社

営業所所在地 横浜市港北区日吉本町二丁目47番27号

代表者氏名 河野 良典

指定番号 1037

商号又は名称 株式会社水巧舎

営業所所在地 横浜市瀬谷区阿久和南二丁目32番地9

代表者氏名 龍野 貴嗣

**川崎市上下水道局告示第39号**

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指定有効期間

平成29年11月1日から

平成34年10月31日まで

2 指定工事店

指定番号 501

商号又は名称 有限会社鳥羽設備工業

営業所所在地 横浜市南区井土ケ谷下町41番地の6

代表者氏名 鳥羽 泰裕

指定番号 502

商号又は名称 有限会社日本配管サービス

営業所所在地 横浜市緑区新治町474-1

ラトゥール104号

代表者氏名 大畑 光弘

指定番号 503

商号又は名称 株式会社和興業

営業所所在地 横浜市泉区和泉中央南五丁目3番25号

代表者氏名 齊木 和紀

指定番号 506

商号又は名称 有限会社長野設備

営業所所在地 横浜市港北区新吉田町3348番地の1

代表者氏名 長野 忠義

指定番号 508

商号又は名称 山下設備

営業所所在地 川崎市幸区小倉5丁目7番43号  
 代表者氏名 山下 晴路  
 指定番号 509  
 商号又は名称 株式会社横浜双葉  
 営業所所在地 横浜市磯子区東町11番7号  
 代表者氏名 稲葉 尚男  
 指定番号 510  
 商号又は名称 株式会社浦野工務店  
 営業所所在地 川崎市宮前区野川3051番地15  
 代表者氏名 浦野 正志  
 指定番号 698  
 商号又は名称 有限会社佐野設備工業  
 営業所所在地 相模原市中央区上矢部2丁目24-37  
 フレグランスB 201  
 代表者氏名 佐野 茂  
 指定番号 699  
 商号又は名称 友ウォーター  
 営業所所在地 川崎市多摩区登戸388-5  
 代表者氏名 小林 伯子  
 指定番号 701  
 商号又は名称 有限会社安室設備  
 営業所所在地 神奈川県藤沢市葛原2286番地の1  
 代表者氏名 安室 慶和  
 指定番号 702  
 商号又は名称 有限会社フジ住研  
 営業所所在地 横浜市戸塚区東俣野町931番地6  
 代表者氏名 藤田 健一  
 指定番号 703  
 商号又は名称 株式会社西山設備工業  
 営業所所在地 神奈川県藤沢市西俣野230番地の3  
 代表者氏名 西山 美智男  
 指定番号 704  
 商号又は名称 株式会社杉田設備  
 営業所所在地 相模原市中央区陽光台五丁目2番18号  
 代表者氏名 杉田 匡房  
 指定番号 705  
 商号又は名称 イメージライフカンパニー有限会社  
 営業所所在地 横浜市緑区竹山一丁目19番地6  
 サングレイス鴨居104号  
 代表者氏名 高見 学  
 指定番号 706  
 商号又は名称 共同設備  
 営業所所在地 横浜市鶴見区栄町通2丁目20番地の16  
 代表者氏名 水本 雄二

指定番号 710  
 商号又は名称 株式会社クラシアン  
 営業所所在地 横浜市都筑区中川七丁目1番37号  
 代表者氏名 鈴木 一也  
 指定番号 711  
 商号又は名称 株式会社ライフ  
 営業所所在地 横浜市旭区笹野台四丁目65番16号  
 代表者氏名 岩本 聖二  
 指定番号 883  
 商号又は名称 株式会社嵐設備  
 営業所所在地 横浜市泉区緑園七丁目1番地13第2  
 ゼフィール303  
 代表者氏名 嵐 信明  
 指定番号 884  
 商号又は名称 株式会社高栄設備工業  
 営業所所在地 横浜市瀬谷区瀬谷5-20-6  
 代表者氏名 高 正巳  
 指定番号 885  
 商号又は名称 株式会社落合  
 営業所所在地 川崎市多摩区生田八丁目5番5号  
 代表者氏名 落合 宏亮  
 指定番号 886  
 商号又は名称 株式会社テクノBLUE  
 営業所所在地 神奈川県藤沢市白旗二丁目14番13号  
 代表者氏名 山本 伸男  
 指定番号 889  
 商号又は名称 有限会社にし設備  
 営業所所在地 神奈川県平塚市山下1080番地  
 代表者氏名 西山 知宏

## 川崎市上下水道局告示第40号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成29年10月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

## 1 指定番号 第1577号

氏名又は名称 総合設備L e f t y  
 住 所 川崎市宮前区菅生ヶ丘26番27号  
 代表者氏名 白石 良亮  
 指定年月日 平成29年10月30日

- 2 指定番号 第1578号  
氏名又は名称 有限会社佐々木工業  
住 所 東京都台東区上野一丁目9番4号  
代表者氏名 佐々木 明大  
指定年月日 平成29年10月30日
- 3 指定番号 第1579号  
氏名又は名称 株式会社e-s t y l e  
住 所 千葉県佐倉市西志津七丁目9番8号  
代表者氏名 木村 孝義  
指定年月日 平成29年10月30日
- 4 指定番号 第1580号  
氏名又は名称 株式会社辰エンタープライズ  
住 所 横浜市神奈川区片倉二丁目16番42号  
代表者氏名 友添 辰哉  
指定年月日 平成29年10月30日

- 住 所 (新) 横浜市緑区三保町2595-8  
(旧) 横浜市緑区長津田みなみ台五丁目2番地16  
代表者氏名 石黒 辰英  
変更年月日 平成29年9月1日
- 2 指定番号 第318号  
氏名又は名称 杉山管工設備株式会社  
住 所 (新) 横浜市中区海岸通一丁目3番地  
(旧) 横浜市中区山田町3番地2  
代表者氏名 高橋 二郎  
変更年月日 平成29年9月2日
- 3 指定番号 第1318号  
氏名又は名称 ロイヤルホームセンター株式会社  
住 所 (新) 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目1番29号  
(旧) 大阪府大阪市西区阿波座一丁目5番16号  
代表者氏名 中山 正明  
変更年月日 平成29年7月31日

川崎市上下水道局告示第41号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成29年10月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 指定番号 第1157号  
氏名又は名称 株式会社沢設備工業所

(案件1)

上 下 水 道 公 告

川崎市上下水道局公告第84号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度麻生水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市麻生区上麻生6-15-1ほか
	履行期限	契約の日から平成30年3月9日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に記載されている者。 (4) 平成14年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務（脱臭剤交換業務を含む）、または脱臭設備製作・据付業務（脱臭剤納入を含む）の元請履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月9日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。
-------	---

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度加瀬水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月9日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登載されている者。 (4) 平成14年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務(脱臭剤交換業務を含む)、または脱臭設備製作・据付業務(脱臭剤納入を含む)の元請履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月9日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 工業用水道 差圧式流量計保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区池上町2-1(JFEスチール(株)池上工場内)ほか4箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。 (4) 平成18年4月1日以降に、国・地方公共団体等が発注した、差圧式流量計保守点検に係る業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月9日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 沈でん池・活性炭接触池覆蓋設置に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から平成30年9月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」の全てに登録されていること。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が発注した水道施設(浄水場等の基幹構造物)の新設(更新を含む)に係る詳細(実施)設計業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の条件を満たした技術者を全て配置できること。</p> <p>ア 業務責任者及び照査技術者として、上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-上水道及び工業用水道)の資格を有する者。ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p> <p>イ 建設部門技術士(鋼構造及びコンクリート)又は総合技術監理部門技術士(建設-鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者、もしくはコンクリート診断士、コンクリート主任技師のいずれかの資格を有する者。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月14日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場 場内作業水切替に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1 (生田浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から平成30年9月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」の全てに登録されていること。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が発注した水道施設(浄水場等の基幹構造物)の新設(更新を含む)に係る詳細(実施)設計業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の条件を満たした技術者を全て配置できること。</p> <p>ア 業務責任者及び照査技術者として、上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-上水道及び工業用水道)の資格を有する者。ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p>	



参加資格	イ 建設部門技術士（鋼構造及びコンクリート）又は総合技術監理部門技術士（建設 - 鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者、もしくはコンクリート診断士、コンクリート主任技師のいずれかの資格を有する者。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年11月9日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第85号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	麻生・等々力下水圧送管その10工事
	履行場所	川崎市宮前区土橋1丁目、6丁目地内
	履行期限	契約の日から350日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月13日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「小倉地区下水枝線第9号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「小倉地区下水枝線第9号工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「小倉地区下水枝線第9号工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	小倉地区下水枝線第9号工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小倉4丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から395日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月13日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「麻生・等々力下水圧送管その10工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「麻生・等々力下水圧送管その10工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「麻生・等々力下水圧送管その10工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	大師河原貯留管建設電気その3工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 計画排水能力1 m<sup>3</sup>/s以上のポンプ場施設において、受変電設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備の製作及び据付の元請としての完工実績を平成14年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事を除く)。完工実績は複数の工事でも可とする。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月13日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	工業用水道 日本ブチル(株)ほか3箇所流量計測設備取替工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町10-3(日本ブチル(株)内)ほか3箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年11月8日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名	工業用水道 富士電機(株)川崎工場ほか3箇所流量計測設備取替工事
	履行場所	川崎市川崎区田辺新田1-1(富士電機(株)川崎工場内)ほか3箇所
	履行期限	契約の日から平成30年3月16日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月8日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	木月祇園町350mm－75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：中原区木月祇園町8－1先 至：中原区木月祇園町17－7先 ほか4件
	履 行 期 限	契約の日から235日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月13日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件7)

競争入札に付する事項	件 名	宮本町地区ほか下水枝線第214号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町、東田町地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から430日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	



参 加 資 格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月13日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第86号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度北部下水管内管きよ清掃委託その3
	履行場所	川崎市多摩区、麻生区地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。 (8) 管きよ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。 ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者 なお、上記アとイは兼任できるものとします。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	

入札日時等	平成29年11月16日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第87号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	等々力水処理センター建設機械その65工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 計画水量1.8m<sup>3</sup>/秒以上の下水道施設において、沈砂池設備の製作・据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月22日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	下作延3丁目300mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区向ヶ丘132-10先 至：高津区下作延3-25-5先 ほか3件
	履 行 期 限	契約の日から270日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年11月21日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度南部下水管内マンホール補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参加資格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月16日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第88号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度入江崎総合スラッジセンター脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から平成30年3月9日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に記載されている者。 (4) 平成14年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務（脱臭剤交換業務を含む）、または脱臭設備製作・据付業務（脱臭剤納入を含む）の元請履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月28日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 川崎区ほか既設管実態調査委託第2号
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成24年度以降に契約した既設管実態調査委託の元請履行完了実績をTECRIS等により確認できること。ただし、当該実績を有していない場合には、管径250～750mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士(調査)」のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>(5) 次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること</p> <p>イ 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けている者</p> <p>ウ バキューム車(揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等)を保有または調達することが可能であること</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年11月28日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 幸区ほか中大口径管きょ実施設計委託第9号
	履 行 場 所	川崎市幸区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されている者。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した次のa又はbに基づく短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>a 「管更生の手引き(案)」及び「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」</p> <p>b 「管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」</p> <p>イ 下水道管きょの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1及び2)を含むもの。)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p>	



参加資格	イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道－下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道－下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097
入札日時等	平成29年11月28日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度 宮前区ほか汚泥圧送管実施設計委託第8号
	履行場所	川崎市宮前区地内ほか
	履行期限	契約の日から平成30年9月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降に契約した耐震実施設計（レベル1・2）委託業務を含む、下水道管きよの実設計委託業務の元請履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士（上下水道－下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道－下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道－下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者</p> <p>なお、業務責任者と照査技術者については兼務不可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097	
入札日時等	平成29年11月28日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度南部下水管内管きよ清掃委託その3
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きょ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p>ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p>なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	平成29年11月28日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度多摩区既設管実態調査委託第101号
	履行場所	川崎市多摩区地内
	履行期限	契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成24年度以降に契約した既設管実態調査委託の元請履行完了実績をTECRIS等により確認できること。ただし、当該実績を有していない場合には、管径250～700mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士（調査）」のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>(5) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	平成29年11月28日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他

本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。  
詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

## 川崎市上下水道局公告第89号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	第1配水工事事務所 事務所棟照明設備改良工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1183 (第1配水工事事務所内)
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」 で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企 業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月22日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	東扇島300mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区東扇島6-10先 至：川崎区東扇島6-11先
	履 行 期 限	契約の日から75日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「C」 で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企 業者であること。	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年11月21日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	入江崎水処理センター改築機械その18工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期限	契約の日から平成30年12月14日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 水道施設又は下水道施設において、ポンプ設備(陸上ポンプ)の製作・据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月27日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	京町ポンプ場ほか建設機械その14工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区京町2-23-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 下水道施設において、消毒設備の注入ポンプ及び貯留タンクの製作・据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年11月27日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 上下水道公告(調達)

### 川崎市上下水道局公告(調達)第19号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年11月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

#### 1 調達の名称

(1) 川崎市下水道アセットマネジメント情報システム

(施設・設備、事業管理)構築業務委託

(2) 川崎市下水道アセットマネジメント情報システム  
(管路管理)構築業務委託

2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

3 契約の相手方を決定した日

(1) 平成29年10月11日

(2) 平成29年10月11日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) メタウォーター株式会社 横浜営業所

所長 阿由葉 涉

横浜市西区北幸二丁目8番4号



横浜西口KNビル

(2) 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

代表取締役 高木 信以智

東京都港区海岸一丁目2番3号

5 契約金額

(1) 309,960,000円

(2) 149,482,800円

6 契約の相手方を決定した手続

(1) 随意契約

(2) 随意契約

7 随意契約の理由

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第68号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月18日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上平間営業所事務所棟改築工事

(2) 履行期間

契約の日から平成30年10月31日まで

(3) 履行場所

川崎市中原区上平間1140番地

(4) 工事概要

ア 敷地概要

敷地面積 6366.70㎡

イ 建物概要

(ア) 主用途 市営バス事務所

(イ) 構造 鉄筋コンクリート造

(ウ) 階数 地上3階 塔屋1階

(エ) 建築面積 327.50㎡

(オ) 延べ面積 955.72㎡

ウ 外構その他

構内舗装・植栽・雨水排水設備ほか

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4

号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。

(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）（交通局所定の様式）を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）（交通局所定の様式）を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。

3 入札参加申込書等の提出方法・期間

(1) 入札参加申込に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類

ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

エ 営業所における専任技術者証明書（交通局所定の様式）（市内業者の場合に限る。）

※一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」（以下「案件固有書類へのリンク」）からダウンロードもできます。

※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階  
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
電話 044-200-2100

(3) 提出期間

平成29年10月18日から平成29年10月27日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の購入

平成29年10月18日から平成29年10月27日までの間に、「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」に記載されている「仕様書等配布場所」にて指定された業者に設計図書類の購入申込みをFAXで行い、店頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡しを受けてください。

設計図書の購入に関する書類は「案件固有書類へのリンク」に掲げるとおりです。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧

ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

平成29年11月22日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部契約課

(2) 開札の日時

平成29年11月27日 14時30分

(3) 開札の場所

砂子平沼ビル7階入札室

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課(建築契約係 044-200-2100)に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書の電子化実施対象案件を除く)

- (4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課(まちづくり局施設整備部公共建築担当(川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階) 電話044-200-3013)です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市

交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届(第1号様式その1)(交通局所定の様式)

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証(両面)」及び「監理技術者講習修了証(両面)」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書(第2号様式)(交通局所定の様式)

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な

理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

(4) 下請契約に関する誓約書(第3号様式)(交通局所定の様式)

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有して監理技術者を配置する場合は不要です。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(3) 前払金 必須

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。

(4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理

部契約課になります。

- (5) 本件の公告後契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限ります。
- (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。
- (7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

#### 川崎市交通局公告第69号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 平 野 誠

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
上平間営業所事務所棟改築電気その他設備工事
- (2) 履行期間  
契約の日から平成30年10月31日まで
- (3) 履行場所  
川崎市中原区上平間1140番地
- (4) 工事概要  
上平間営業所事務所棟改築電気その他設備工事を行う。

##### 【建物概要】

鉄筋コンクリート造 3階建  
(地上3階 塔屋1階)  
延面積 955.47㎡

##### 【工事内容】

電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信設備、構内交換設備（交換機別途）、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、

監視カメラ設備、無線設備（無線機別途）、火災報知設備、構内配電線路、構内通信線路、既存建物・設備（整備場、給油所、洗車機）への仮設電源供給

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
- (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。
- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）（交通局所定の様式）を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
- (9) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）（交通局所定の様式）を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。

#### 3 入札参加申込書等の提出方法・期間

##### (1) 入札参加申込に必要な書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
- ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- エ 営業所における専任技術者証明書（交通局所定の様式）（市内業者の場合に限る。）

※一般競争入札参加資格確認申請書は、市ホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリン



ク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。

※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
電話 044-200-2100

(3) 提出期間

平成29年10月25日から平成29年11月6日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の購入

平成29年10月25日から平成29年11月6日までの間に、「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」に記載されている「仕様書等配布場所」にて指定された業者に設計図書類の購入申込みをFAXで行い、店頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡しを受けてください。

設計図書の購入に関する書類は「案件固有書類へのリンク」に掲げるとおりです。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問

書を御覧ください。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

平成29年11月30日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部契約課

(2) 開札の日時

平成29年12月4日 14時30分

(3) 開札の場所

砂子平沼ビル7階入札室

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課(建築契約係 044-200-2100)に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれ



を無効とします。

(設計図書の電子化実施対象案件を除く)

- (4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課(まちづくり局施設整備部電気設備担当(川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階)電話044-200-2981)です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

#### 10 落札候補者が提出する書類

- (1) 配置予定技術者届(第1号様式その1)(交通局所定の様式)

- (2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

##### ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証(両面)」及び「監理技術者講習修了証(両面)」の写し

※同証で雇用関係を確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

##### イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書(第2号様式)(交通局所定の様式)

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

- (3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

##### エ その他雇用関係を確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわ

たり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)

##### ※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

- (4) 下請契約に関する誓約書(第3号様式)(交通局所定の様式)

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有して監理技術者を配置する場合は不要です。

#### 11 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要

- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

- (3) 前払金 有

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

#### 12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

#### 13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ

ります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。
- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (5) 本件の公告後契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限りません。
- (6) 関連する「上平間営業所事務所棟改築工事」が入札不調となった場合は、本工事の入札を中止します。
- (7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

**【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱**  
(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

**川崎市交通局公告第70号**

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年10月25日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 平 野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
上平間営業所事務所棟改築衛生その他設備工事
- (2) 履行期間  
契約の日から平成30年10月31日まで
- (3) 履行場所  
川崎市中原区上平間1140番地
- (4) 工事概要  
上平間営業所事務所棟改築衛生その他設備工事に伴う下記工事を行う。  
ア 衛生器具設備工事      イ 給水設備工事  
ウ 排水設備工事            エ 給湯設備工事

- オ 都市ガス設備工事      カ 厨房機器設備工事
- キ 冷暖房設備工事        ク 換気設備工事

<建物概要>

鉄筋コンクリート造 地上3階建て  
(延床面積 951.6㎡)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
  - (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
  - (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されていること。
  - (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
  - (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
  - (8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
  - (9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
  - (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
- 3 入札参加申込書等の提出方法・期間
- (1) 入札参加申込に必要な書類
    - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
    - イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
    - ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
    - エ 営業所における専任技術者証明書(交通局所定

の様式) (市内業者の場合に限る。)

オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者指定  
通知書及び川崎市排水設備指定工事店証の写し

※一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホ  
ームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交  
通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリン  
ク」(以下「案件固有書類へのリンク」) からダ  
ウンロードもできます。

※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリン  
ク」からダウンロードした様式を使用してくだ  
さい。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
電話 044-200-2100

(3) 提出期間

平成29年10月25日から平成29年11月6日までの午  
前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時  
15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の購入

平成29年10月25日から平成29年11月6日までの間  
に、「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」  
に記載されている「仕様書等配布場所」にて指定され  
た業者に設計図書類の購入申込みをFAXで行い、店  
頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡しを受け  
てください。

設計図書の購入に関する書類は「案件固有書類への  
リンク」に掲げるとおりです。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札  
参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録  
されていることを確認し、その結果を確認通知書に  
て、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請  
書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日  
後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスに登録していない者には  
FAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通  
知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札  
後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行  
い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入  
札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効  
とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積  
算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できま  
せん。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書  
を御覧ください。

8 入札の手續等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してく  
ださい。詳細については「案件固有書類へのリンク」  
内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧  
ください。また、入札額に相当する積算額が記載さ  
れている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する  
際に添付いたします。

ア 期限

平成29年11月30日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部契約課

(2) 開札の日時

平成29年12月4日 14時30分

(3) 開札の場所

砂子平沼ビル7階入札室

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価  
格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格  
をもって入札を行った者を落札候補者とします。当  
該落札候補者について上記2に示した資格を満たし  
ているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札  
者として決定します。資格審査の結果、当該落札候  
補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効  
とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査  
を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ご  
とに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工  
事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧く  
ださい。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要と  
なります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終  
了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電  
話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資  
産管理部契約課(建築契約係 044-200-2100)に  
下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してく  
ださい。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書の電子化実施対象案件を除く)

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課(まちづくり局施設整備部機械設備担当(川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階)電話044-200-2986)です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届(第1号様式その1)(交通局所定の様式)

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証(両面)」及び「監理技術者講習修了証(両面)」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書(第2号様式)(交通局所定の様式)

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

(4) 下請契約に関する誓約書(第3号様式)(交通局所定の様式)

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有して監理技術者を配置する場合は不要です。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(3) 前払金 有

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となります



ので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

### 13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。
- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (5) 本件の公告後契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限りません。
- (6) 関連する「上平間営業所事務所棟改築工事」が入札不調となった場合は、本工事の入札を中止します。
- (7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱  
(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

## 病 院 局 公 告

### 川崎市病院局公告第40号

#### 入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

#### 1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報

を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)&及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)&ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口



に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、

最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する災害用ソファベッドの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年1月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「消防・防災用品」
競争参加の申込	平成29年10月25日から平成29年11月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年11月8日 午前10時00分	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する胎児集中監視システムの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年10月25日から平成29年11月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年11月8日 午前10時00分	

川崎市病院局公告第41号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年10月25日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参

加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口で回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	井田病院立体駐車場新築その他工事家屋事後調査業務委託
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年2月28日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「補償コンサルタント」 種目 「物件部門」
	そ の 他	地域「市内」
競争参加の申込	平成29年10月25日から平成29年11月1日まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定します。	
入札及び開札	平成29年11月8日 午前10時00分	

## 病 院 局 公 告 ( 調 達 )

### 川崎市病院局公告(調達)第12号

#### 入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年11月10日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 調達件名及び数量

川崎市立井田病院で使用する電気  
約7,187,000キロワット時

##### (2) 納入場所

川崎市立井田病院(川崎市中原区井田2-27-1)

##### (3) 履行期間

平成30年2月1日から平成31年1月31日まで

##### (4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

##### (5) 契約の失効

川崎市議会において、この契約に係る平成30年度の予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約は平成30年3月31日をもって失効します。詳細については入札説明書によります。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規

程第39号。以下「契約規程」という。)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年11月24日(金)までに行うこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を平成29年11月24日(金)までに行ってください。

#### 3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布・提出場所

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階  
病院局経営企画室契約担当(担当:青木)  
電話(直通)044-200-3857

##### (2) 配布・提出期間

平成29年11月10日(金)から平成29年11月24日(金)までの下記の時間  
午前8時30分から正午までと午後1時から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3) 提出方法

持参

4 仕様等

仕様書は3(1)の場所において、平成29年11月10日(金)から平成29年11月24日(金)まで縦覧に供すると共に病院局入札情報のホームページに掲載します。(http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加確認通知書を交付します。詳細は入札説明書によります。

6 仕様等に関する問い合わせ

仕様等に関する質問は、質問書により受け付けます。詳細は別紙「仕様等に関する問合せの方法について」のとおりです。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成29年12月22日(金) 午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 病院局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成29年12月19日(火) 必着

(イ) 入札書の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市病院局経営企画室経理担当課長

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ。

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価

格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

契約規程及び川崎市病院局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

11 Summary

(1) Nature and quality of product to be purchased :

Electricity about 7,187,000kWh to use at Ida Municipal Hospital

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. December, 22, 2017

(3) Time-limit for tender by mail:

December, 19, 2017

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting section, Management Planning Office,

Municipal Hospital Management Bureau

Kawasakimiyuki bldg 7F

1-8-9, Isago, Kawasaki

Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN

Tel 044-200-3857(Direct-in)

川崎市病院局公告(調達)第13号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年11月10日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

- 1 物品等の名称及び数量  
川崎市立川崎病院電話交換機の賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
病院局経営企画室契約担当  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成29年10月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
東京センチュリー 株式会社  
神奈川県横浜市西区北幸2丁目8番4号  
横浜支店長 近藤 努
- 5 契約金額  
68,535,612円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日  
平成29年9月11日

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第15号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

平成29年10月17日

川崎市消防長 田中 経康

指定催しの名称	第40回かわさき市民祭り
開催場所	川崎区富士見公園 (川崎市川崎区富士見町1丁目・2丁目他) 一帯
開催期間	平成29年11月3日(金) 10時00分から16時30分まで 同月4日(土) 10時00分から16時30分まで 同月5日(日) 10時00分から16時30分まで

川崎市消防局公告第16号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定

により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成29年10月17日

川崎市消防長 田中 経康

訓練 1	日 時	平成29年10月25日(水) 14時10分~14時12分
	場 所	川崎市川崎区千鳥町2-3 昭和電工株式会社
	消防隊数	消防隊5隊 計5隊

川崎市消防局公告第17号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成29年10月20日

川崎市消防長 田中 経康

訓練 1	日 時	平成29年11月15日(水) 14時00分~15時00分
	場 所	東亜石油株式会社東扇島地区及び周辺海域 川崎区東扇島8番地
	消防隊数	防隊11隊 航空隊5機隊 消防艇5隻 計21隊

川崎市消防局公告第18号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

平成29年10月26日

川崎市消防長 田中 経康

指定催しの名称	しんゆりマルシェ 2017
開催場所	新百合ヶ丘ハウジングギャラリー 他 (麻生区万福寺2丁目2番1号)
開催期間	平成29年11月25日(土) 10時00分から16時00分まで

川崎市消防局公告第19号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成29年10月31日

川崎市消防長 田中 経康



訓 練 1	日 時	平成29年11月8日(水) 10時30分～12時00分
	場 所	川崎市川崎区浮島町先 アクアライン浮島管理Aヤード
	消 防 隊 数	消防隊10隊6台 計6台
訓 練 2	日 時	平成29年11月10日(金) 13時00分～15時15分
	場 所	川崎区東扇島58-1 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点 東扇島公園
	消 防 隊 数	消防隊4隊 救急隊1隊 航空機1機 計6隊

---

### 教 育 委 員 会 告 示

---

#### 川崎市教育委員会告示第29号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成29年10月17日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成29年10月24日(火) 14:00から
- 2 場 所 教育文化会館 第1・2・3学習室
- 3 議 事  
議案第53号 平成30年度川崎市立高等学校入学定員  
について  
議案第54号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 4 その他報告等

---

### 教 育 委 員 会 公 告

---

#### 川崎市教育委員会公告第5号

平成30年度 川崎市立高等学校入学定員を次のとおり  
制定します。

平成29年10月25日

川崎市教育委員会

教育長 渡邊 直美

## 平成30年度 川崎市立高等学校入学定員

## 1 全日制課程

学校名	学科名	入学定員 (人数)	併設型中学校 からの 入学定員	転編入枠 (人数)	募集定員 (人数)	募集 学級数
川 崎	普通科	160	120	2	38	1
	生活科学科	40		1	39	1
	福祉科	40		1	39	1
幸	普通科	80		2	78	2
	ビジネス教養科	160		2	158	4
川崎総合科学	情報工学科	40		1	39	1
	総合電気科	40		1	39	1
	電子機械科	40		1	39	1
	建設工学科	40		1	39	1
	デザイン科	40		1	39	1
	科学科	40		1	39	1
橘	普通科	200		2	198	5
	スポーツ科	40		1	39	1
	国際科	40		1	39	1
高 津	普通科	280		2	278	7
合 計		1,280	120	20	1,140	29

※川崎高等学校普通科においては、併設型中学校からの入学者（120人）に選抜を行わないため、募集定員には含めない。

※転編入枠は、2学級以上の学科（普通科、ビジネス教養科）は1学科につき2人とし、他の学科は1学科につき1人とする。

## 2 定時制課程

学校名	学科名	入学定員 (人数)	募集定員 (人数)	募集 学級数
川 崎	普通科 昼間部	70	70	2
	普通科 夜間部	70	70	2
川崎総合科学	クリエイト工学科	35	35	1
	商業科	35	35	1
橘	普通科	70	70	2
高 津	普通科	105	105	3
合 計		385	385	11

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

## 川崎市選挙管理委員会告示第39号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙において、当選人と決定した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

平成29年10月23日

川崎市選挙管理委員会

委員長 笠原 勝利

住 所	氏 名
神奈川県川崎市宮前区犬蔵2丁目13番 33-106号 パークハウス美しの森ヒルサイド	福 田 紀 彦

## 川崎市選挙管理委員会告示第40号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙において、当選人と決定した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

平成29年10月23日

川崎市選挙管理委員会  
委員長 笠原 勝利

住 所	氏 名
川崎市川崎区砂子1丁目5番地13 Log川崎駅前702	本 間 賢 次 郎

### 監 査 公 表

29川監公第8号

平成29年11月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について  
(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年3月27日付け29川監公第3号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二  
同 植 村 京 子  
同 花 輪 孝 一  
同 山 田 益 男

29川総行革第482号

平成29年9月29日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様  
同 植村 京子 様  
同 花輪 孝一 様  
同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀 彦

監査の結果の報告に基づく措置について  
(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年3月27日付け29川監報第2号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度定期監査結果に対する措置状況

#### 1 徴収すべき金額に係る意思決定を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

経済労働局国際経済推進室では、夏休みに小学生の親子が参加できる環境学習イベントを開催し、参加料を徴収している。

参加料の徴収事務についてみたところ、市の歳入として計上されていたものの、金額を定めた要綱はなく、また、徴収すべき金額に係る決裁もなされていなかった。

徴収すべき金額に係る意思決定を適切に行われたい。

[措置内容]

当該事業については、業務の見直し等により平成29年度に廃止となりました。

今後、参加費を徴収するイベントの開催にあたりましては、適切に手続を行います。

(経済労働局国際経済推進室)

#### 2 債権管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第56条第1項によると、納期限内に納入すべき金額を完納しない者があるときは、滞納整理簿に必要な事項を記録しなければならないとされており、川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

しかしながら、債権管理についてみたところ、次の事例があったので、債権の管理を適正に行われたい。

- (1) 生活資金貸付金返還金の未納分について、年度別の総額は把握していたものの、個別の債務者の未納額、督促状の送付状況等を把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、債権額、欠損すべき債権額の整理を行い、催告状送付等を実施しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

- (2) 督促状の送付状況、折衝経過等を記録していなかったことにより、債権の状況を把握していなかった事例

ア 高齢者世帯住替え家賃助成費返還金、排水管工事負担金

イ 使用料自己負担分(しいのき学園、南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター)、保護者給食費自己負担金(南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター)

[措置内容]

指摘事項については、債権管理台帳を整備し、債権について台帳に記載しました。

今後は、滞納債権の適正な管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害計画課)

(3) 督促状を発していなかった事例

ア 市民農園利用料、地域交流農園貸付料

[措置内容]

指摘事項については、収納状況を確認の上、滞納整理簿を整備し、督促状を発送しました。

今後は、適正な手続に努めます。

(経済労働局都市農業振興センター農業振興課)

イ 売店使用料、電気・水道料金収入

[措置内容]

指摘事項については、収納状況を確認の上、滞納整理簿を整備し、督促状を発送しました。

今後は、適正な手続に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課)

ウ シルバーハウジング事業収入

[措置内容]

指摘事項については、電話での連絡、訪問等により支払を促すとともに必要に応じて督促状の送付を行い、滞納債権の管理を適正に実施しました。

今後は、滞納債権の適正な管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

エ 職員健康保険料納付金、職員介護保険料納付金、職員厚生年金保険料納付金

[措置内容]

指摘事項については、滞納者に対して納入の督促を行い、全て完納しました。

今後は、債権管理の一層の適正化に努めます。

(健康福祉局長寿社会部介護保険課)

オ 使用料自己負担分(めいぼう)、障害者自立支援給付費等返還金

[措置内容]

指摘事項については、債権管理台帳を使用して債権状況の把握を行い、時効が成立していない債権について督促状を発送いたしました。

今後は、債権管理の一層の適正化に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

カ 授産事業収入

[措置内容]

指摘事項については、納付状況を確認し、督促状を送付すべき債権について督促状を発送しました。

今後は、適正な債権管理に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

3 不納欠損処分を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、必要な不納欠損処分を適正に行われたい。

(1) 折衝記録を記録していなかったために、時効中断の有無が不明であり、不納欠損処分を行わなければならない事例

ア 高齢者世帯住替え家賃助成費返還金、高齢者福祉手当返還金

[措置内容]

指摘事項については、既に消滅時効が完成していたため、不納欠損処分を行いました。

今後は、適正な債権管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

イ 保護者給食費自己負担金(南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター)

[措置内容]

指摘事項については、債権管理台帳を使用して対象となる発生年度を確実に把握して不納欠損処分をいたしました。

今後は、債権管理の一層の適正化に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

ウ 進行性筋委縮症者療養等給付事業負担金、ホームヘルパー利用者負担金、ガイドヘルパー利用者負担金

[措置内容]

指摘事項については、不納欠損処分を行い、債権の適正な管理について周知しました。

今後は、債権管理の一層の適正化に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

エ 難病患者等居宅生活支援事業、特定疾患療養費返還金、難病患者等ホームヘルプサービス自己負担分

[措置内容]

指摘事項については、不納欠損処分を行い、折衝経過の記録等、滞納債権の適正な管理について周知徹底しました。

今後は、適切な債権管理に努めます。

(健康福祉局保健所健康増進課)

(2) 不納欠損処分の手続きを行っていない事例

ア 売場使用料、倉庫使用料、行政財産使用料、延滞金、電気料納付金

[措置内容]

指摘事項については、不納欠損処分の手続処理を行いました。

今後は、同様の処理漏れが発生しないよう、債権管理の一層の適正化に努めます。

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

イ シルバーハウジング事業収入

## 〔措置内容〕

指摘事項については、既に消滅時効が完成していたため、不納欠損処分の手続を起案し、関係局長までの決裁を行いました。

今後は、適正な債権管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

## ウ 居宅生活支援返還金

## 〔措置内容〕

指摘事項については、不納欠損処分を行うとともに、課内会議において、今後、債権の管理を適切に実施し、適正な時期に、適正な事務執行を行うよう周知徹底を図りました。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

## エ 授産事業収入

## 〔措置内容〕

指摘事項については、不納欠損処分手続を行いました。再発防止のため、適切な手続き方法について、関係者で確認しました。

今後は、適正な不納欠損処分手続をするよう努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

## 4 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

## 〔指摘の要旨〕

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

## 〔措置内容〕

指摘事項については、適正な手続を行うよう、課内周知文書の配布等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、国際経済推進室、産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、都市農業振興センター農業振興課、同農地課、次世代産業推進室、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、長寿社会部介護保険課、障害保健福祉部精神保健課、同井田障害者センター、保健所健康増

進課、同環境保健課、同生活衛生課、同食品安全課、同動物愛護センター、健康安全研究所、看護短期大学事務局総務学生課)

## 〔指摘の要旨〕

また、相当長期間(6か月以上)にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続きを行うよう徹底されたい。

## 〔措置内容〕

相当長期間(6か月以上)にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、作成を行い、関係部署による関係先等との調整、説明等を適時、適切に行うとともに、局経理係による確認を十分に行うこと等で、適正に予算執行伺を作成するよう事務を改善しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局産業部商業振興課、労働雇用部、健康福祉局総務部施設課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同障害者雇用・就労推進課、同精神保健福祉センター、保健医療政策室、保健所医事・薬事課、同感染症対策課)

## 5 軽易工事及び物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

## 〔指摘の要旨〕

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、建物等の小破修繕(以下「軽易工事」という。)や物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。また、学校における物品の調達で定められた金額を超える契約については財政局資産管理部契約課又は教育委員会事務局総務部学事課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

軽易工事及び物品購入に関する契約事務についてみたところ、次のような事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

## (1) 物品購入の契約を適正に行うべきもの

一括して発注すべき物品購入について分割して起案し、所管する部署で契約していた事例

## 〔措置内容〕

指摘事項については、適正な契約事務を行うよう、関係職員に周知徹底いたしました。

今後は、適正な契約手続に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、公営事業部総務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉



部障害計画課、同百合丘障害者センター、保健所環境保健課、同医事・薬事課)

6 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

所得税法(昭和40年法律第33号)第204条第1項によると、同項各号に掲げる報酬等の支払をする者は、その支払の際、所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないとされている。

しかしながら、次の事業に係る支出についてみると、所得税法に基づいた源泉徴収を行っていない事案があったので、源泉徴収事務を適正に行われたい。

- (1) 個人事業主である弁護士に対する委託料の支払に際し、所得税法第204条第1項による源泉徴収を行っていない事案

[措置内容]

指摘事項については、債権者へ説明、お詫びをし、本来源泉徴収しなければならなかった額の返還の支払いを受けました。

今後は、適正な所得税の源泉徴収事務に努めます。(経済労働局産業振興部工業振興課)

- (2) 麻生区地域自立支援協議会ネットワーク連携委員会「地域福祉交流講座」講師謝礼について所得税法第204条第1項第1号に規定する講演料を、交通費実費相当分であるとして源泉徴収を行っていない事案

[措置内容]

指摘事項2件のうち1件については、対象者が個人ではなく団体のため、源泉徴収はしませんでした。また、残り1件については、対象者に所得税分の戻入を求め、納付されました。

今後は、適正な源泉徴収事務に努めます。(健康福祉局地域包括ケア推進室)

7 補助金の交付手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年規則第7号)第6条によると、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとされている。

川崎市施設外就労促進事業運営費補助金についてみると、補助金交付申請者へ決定内容等が通知されていなかった。

補助金の交付手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、補助金交付決定通知書を申請者に交付し、補助金を交付しました。また、再発

防止のため、支払い時期、手順等を関係職員で確認しました。

今後は、適正な補助金交付手続きの執行に努めます。(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

8 協定書の管理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第234条の2第1項によると、普通地方公共団体が契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならないとされている。また地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項によると、当該検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

社会福祉施設整備資金貸付原資融資に係る損失補償について、市が融資元金融機関との間に締結した基本協定書のうち市が保管すべきものが所在不明になっており、損失が発生し補償を要する場合に協定の適正な履行を確保するための検査が不可能な状態になっていた。

協定書の管理を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、相手方と現状について確認を行うとともに、課内で各規則等を確認した上、文書管理含む各マニュアルを配布して事務手続の共有を図り、適切な文書管理、契約事務を行うことを周知徹底しました。

今後は、適切な協定書の管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課)

9 金券等の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)第54条及び川崎市物品会計規則施行細則によると、受入後直ちに消費するものであっても、印紙、切手、プリペイドカード等(以下「金券等」という。)については、出納手続及び帳簿の登載を省略できないとされている。

金券等の管理状況をみると、平成27年度に購入したプリペイドカードについて、納品後直ちに使用することを理由として出納手続及び帳簿の登載を行っていない事案があった。

平成26年度の定期監査においても金券等の管理について指摘しており、特に適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、金券の在庫は平成28年度以降ありませんが、金券等の管理は、川崎市物品会計

規則及び施行細則に基づき適正に行うことについて関係職員に周知徹底しました。

(健康福祉局地域福祉部収納管理課)

10 財産管理事務を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条によると、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされており、川崎市財産規則(昭和39年規則第33号)第18条によると、部局長は、その所管に属する公有財産の管理に当たっては、適宜現況調査を行うとともに、公有財産の使用目的及び使用状況の適否など管理上必要な事項に留意しなければならないとされている。

公有財産の管理についてみたところ、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設を建設するための土地として無償で普通財産を貸与している事例について、市が保管すべき使用貸借契約に係る書類が所在不明となっていた。当該書類は、当該土地の権利義務関係を証する重要な書類である。

契約書の適切な管理を含め、財産管理事務を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、使用貸借契約書原本の所在が判明しなかったため、権利義務関係が不明確となっておりましたので、契約の相手方の法人と当該契約の内容について双方で確認を行い、改めて確認書を締結しました。

今後は、適正な財産管理事務に努めます。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

11 組織間で連携して備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市物品会計規則第59条によると、物品管理者は、備品整理簿を備えて整理しなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、今後の出納手続漏れを防ぐ対策をとるとともに、組織間で連携して備品整理簿と現物の不一致を是正し、適正な備品管理を行われたい。

- (1) 指定管理者制度導入施設の増加等の組織改正に係る備品整理が不十分であったことなどから、備品の所管、所在等の現況が備品整理簿に反映されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な備品管理状態にいたしました。また、再発防止のため、備品管理の適正な手順等を課内で確認しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

12 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 契約書に特約条項を記載すべきもの

[指摘の要旨]

長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条項が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該特約事項の記載が適正に行われるよう、契約書の一部を変更する契約を締結しました。長期継続契約書に特約条項を追記しました。また、再発防止のため、課内周知文書を作成し配布することにより周知徹底を図りました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター、公営事業部総務課、健康福祉局地域福祉部地域福祉課、地域包括ケア推進室)

(2) 契約において消費税額を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

非課税取引には該当しないものについて、契約において消費税額を明確にしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項の業務委託につきましては、平成28年度をもって契約を終了いたしました。

今後は、契約等の締結に際し、消費税法に基づく課税取引に当たるか否かについて確認し、適正な契約事務に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(3) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指摘内容と対応を局内に周知するとともに、職員研修を実施するなどして、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局公営事業部総務課)

[指摘の要旨]

イ 物品不用処分の手続を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、物品不用処分を行い、適切な処理を実施しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、労働雇用部、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、同介護保険課、保健所感染症対策課、健康安全研究所、看護短期大学事務局総務学生課)

[指摘の要旨]

ウ 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、所在が不明となっていた事例について、所在先を確認し、適正な手続を行いました。

今後は、適正な処理に努めます。

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害福祉課、同百合丘障害者センター、保健所環境保健課、同生活衛生課)

[指摘の要旨]

エ 保管換えの手続を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに保管換えの手続を行いました。

今後は、適正な保管換えの手続に努めます。

(経済労働局産業振興部工業振興課、健康福祉局総務部庶務課、同施設課)

[指摘の要旨]

オ 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に決定の手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(経済労働局産業政策部企画課、同消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、同観光プロモーション推進課、都市農業振興センター農業振興課、次世代産業推進室、労働雇用部、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、同施設課、同臨時福祉給付金担当、地域福祉部長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、保健医療政策室、保健所健康増進課、同感染症対策課)

[指摘の要旨]

カ 使用者変更の手続を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに適正な使用者に変更する手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(健康福祉局総務部庶務課、同企画課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、保健所感染症対策課)

(4) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

印紙、切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行っていないことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に物品交付手続や照合の作業を行うとともに、適正な消耗品の管理について課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品管理に努めます。

(経済労働局産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、健康福祉局総務部庶務課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同介護保険課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健福祉センター、同井田障害者センター、同百合丘障害者センター、保健所健康増進課、同環境保健課、同医事・薬事課、同感染症対策課、看護短期大学事務局総務学生課)

(5) 会計職員について任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 金銭出納員を任命していない事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に任命の手続を行いました。

今後は、適正な任命事務に努めます。

(経済労働局産業政策部企画課、国際経済推進室、産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、次世代産業推進室、健康福祉局地域福祉部地域福祉課、生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者在宅サービス課)

[指摘の要旨]

イ 金銭出納員を置くこととされていない部署で金銭出納員を任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、補職任免伺及び辞令を行いました。

今後は、任命手続の適切な管理に努めます。

(健康福祉局地域福祉部長寿医療課)

[指摘の要旨]

ウ 任命すべき職員以外の者を物品出納員に任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、補職任免何及び辞令を行いました。

今後は、任命手続の適切な管理に努めます。

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、保健所医事・薬事課)

[指摘の要旨]

エ 金銭出納員、金銭取扱員、物品出納員、物品取扱員又は物品受入検査員について任命又は解任の手続が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な任命及び解任手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、都市農業振興センター農業振興課、同農地課、同農業技術支援センター、労働雇用部、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場業務課、健康福祉局総務部臨時福祉給付金担当、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同介護保険課)

29川教庶第659号

平成29年9月29日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市教育委員会教育長 渡 邊 直 美

監査の結果の報告に基づく措置について

(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年3月27日付け29川監報第2号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度定期監査結果に対する措置状況

1 不納欠損処分を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、必要な不納欠損処分を適正に行われたい。

(1) 折衝経過を記録していなかったために、時効中断の有無が不明であり、不納欠損処分を行わなければならないなくなった事例

[措置内容]

指摘事項について、不納欠損等の処理を行い、今後の滞納者への督促・不納欠損等の処理について検討を行いました。

今後も、滞納債権の管理を適正に行ってまいります。

(職員部給与厚生課)

2 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

また、相当長期間(6か月以上)にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項について、事務を計画的に執行することにより、予算執行伺、契約等の手続を規則に則り適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務手続を行うよう努めてまいります。

(総務部人権・共生教育担当、同庶務課、教育環境整備推進室、学校教育部健康教育課、同指導課、生涯学習部生涯学習推進課、同文化財課、同川崎図書館、同麻生図書館、小田小学校、浅田小学校、新町小学校、東小倉小学校、日吉小学校、南加瀬小学校、玉川小学校、新作小学校、梶ヶ谷小学校、鷺沼小学校、東菅小学校、富士見中学校、御幸中学校、金程中学校、橘高等学校、高津高等学校、聾学校)

3 軽易工事及び物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、建物等の小破修繕(以下「軽易工事」という。)や物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。また、学校における物品の調達で定められた金額を超える契約については財政局資産



管理部契約課又は教育委員会事務局総務部学事課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

軽易工事及び購入に関する契約事務についてみたところ、次のような事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

(1) 軽易工事の契約を適正に行うべきもの

[措置内容]

指摘事項について、適切な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。また、関係職員に財務研修を受講させ、さらなる知識の向上を図りました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(教育環境整備推進室)

(2) 物品購入の契約を適正に行うべきもの

[措置内容]

指摘事項について、発注を計画的に行うことにより、定められた限度額を超える契約については規則に則り、適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後も、川崎市事務分掌規則及び川崎市事務決裁規程に定められた限度額を超える契約については、学事課への局内依頼契約又は契約課への契約依頼により物品購入等の契約とするよう、分割発注することなく契約を適正に行ってまいります。

(職員部教職員人事課、同給与厚生課、総合教育センター総務室、川崎小学校、東生田小学校、金程小学校、玉川中学校、今井中学校、稲田中学校)

4 前渡金管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則第94条第1項によると、資金の前渡を受ける者は、その取扱いに係る現金を直ちに支払いを要する場合を除き、金融機関に預金する等確実に保管しなければならないとされている。

教育委員会事務局学校教育部指導課の報償費として支出した前渡金の一部が振込不能になったにもかかわらず、その後の対応を怠ったため、およそ3か月間にわたり金融機関に滞留したままとなり、その事実を把握していなかった。

前渡金管理を適正に行われたい。

[措置内容]

謝礼等の支払の際には、講師等の出席状況を確認し、適正な支出処理を徹底し、また、指定金融機関から連絡があった際には、直ちに口座情報の確認を行い、毎月末に前渡金管理者の口座の残高状況を確認することにより、前渡金の管理を適切に行うよう規則等に基づく前渡金の支出から精算までの適正な手続きを関係職員に周知しました。

今後は、適正な前渡金の事務処理に努めます。

(学校教育部指導課)

5 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等が資金を立て替えて支払う立替払は認められていない。

しかしながら、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課における保険料について、また、麻生図書館における臨時的任用職員の賃金について、相当期間にわたり職員による立替が行われていた事例があった。

前渡金の事務処理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、適正な前渡金の事務処理を行うよう課内で周知徹底しました。今後は、適正な執行に努めてまいります。

また、川崎市教育委員会臨時的任用職員の賃金の口座振込取扱要綱に基づき、口座振込で支払いを行い、立替払が発生しないようにするとともに、通帳との照合を他の経費の支出状況も踏まえて前渡金全体の現在高を確認することにより、前渡金の残高管理を適正に行い、同様の誤りが起こらないよう対処していきます。

(生涯学習部生涯学習推進課、同麻生図書館)

6 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 収納金の払込方法を検討すべきもの

[指摘の要旨]

複写機の利用に係る収納金の払込方法について、川崎市金銭会計規則施行細則と川崎市立図書館利用者複写サービス取扱要綱で取扱いに不整合があった事例

[措置内容]

川崎市立図書館利用者複写サービス取扱要綱第5条について、「収納金の処理は毎月2回、川崎市金銭会計規則の定めるところにより払い込むものとする」を「川崎市金銭会計規則の定めるところにより払い込むものとする」と平成29年4月1日付で改正しました。

以後、改善に努めます。

(生涯学習部川崎図書館、同幸図書館、同中原図書館、同高津図書館、同宮前図書館、同多摩図書館、同麻生図書館)

(2) 契約において消費税額を明確にすべきもの



## 〔指摘の要旨〕

非課税取引には該当しないものについて、契約において消費税額を明確にしていなかった事例

## 〔措置内容〕

指摘事項については、非課税取引に該当しないものであることを認識しながら、契約手続きにおいて消費税額及び地方消費税額を明確にしておりませんでした。

平成29年度からは、平成29年3月16日付け28川財契第11140号「消費税免税事業者の取扱いについて(通知)」に基づいて適正に処理しております。

今後も、適正な処理に努めてまいります。

(生涯学習部生涯学習推進課)

## (3) 備品管理を適正に行うべきもの

## 〔指摘の要旨〕

ア 物品不用処分の手続きを行っていなかった事例

イ 保管換えの手続きを行っていなかった事例

ウ 使用者及び使用区分の決定の手続きを行っていなかった事例

エ 使用者変更の手続きを行っていなかった事例

オ 備品使用票を貼付していなかった事例

## 〔措置内容〕

指摘事項について、是正しました。

今後は、適正な備品管理を行うよう関係職員に周知しました。

(総務部庶務課、職員部教職員人事課、同給与厚生課、学校教育部指導課、同麻生区・教育担当、生涯学習部生涯学習推進課、同中原図書館、同多摩図書館、川崎高等学校)

## (4) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

## 〔指摘の要旨〕

印紙、切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

## 〔措置内容〕

指摘事項について、是正しました。

今後は、適正に処理を行うよう関係職員に周知しました。

(総務部庶務課、職員部給与厚生課、学校教育部健康教育課、川崎高等学校)

## (5) 所在が不明となった本の除籍処理を適切に行うべきもの

## 〔指摘の要旨〕

所在が不明となった本について、作業誤り等により適切に除籍処理が行われていなかった事例

## 〔措置内容〕

指摘事項について、適切に除籍処理を行いました。

今後は、蔵書点検マニュアルに従って実施すると

ともに、点検の進捗状況を随時確認し、確定処理時には作業に入ることを全職員に周知してから操作を行う等、引き続き適正な管理に努めます。

(生涯学習部高津図書館、同宮前図書館、同多摩図書館、同麻生図書館)

## (6) 会計職員について任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

## 〔指摘の要旨〕

ア 金銭出納員を任命していなかった事例

イ 任命すべき職員以外の者を物品出納員に任命していた事例

ウ 金銭出納員、金銭取扱員、物品出納員、物品取扱員又は物品受入検査員について任命又は解任手続が完了していなかった事例

## 〔措置内容〕

指摘事項について、任命又は解任手続を適正に行いました。

今後は、適正に手続を行うよう関係職員に周知しました。

(総務部人権・共生教育担当、同庶務課、教育環境整備推進室、職員部教職員人事課、学校教育部健康教育課、同指導課、同幸区・教育担当、同多摩区・教育担当、健康給食推進室、生涯学習部川崎図書館、同多摩図書館、同麻生図書館、総合教育センター総務室、総合教育センター情報・視聴覚センター、川崎高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校)

29川総行革第483号

平成29年9月29日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について

(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年3月27日付け29川監報第2号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度第2回定期(工事)監査の結果

に対する措置状況

## 1 橋梁耐震補強工事において設計及び監督を適正に行うべきもの

## 〔指摘の要旨〕

扇町跨線橋において、橋台及び橋脚の橋座部に設置された変位制限構造は、道路橋示方書・同解説

(公益財団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)に基づき設計されていたが、取付部の設計や一部部材の溶接施工が示方書に基づいたものとなっていなかった。

橋梁耐震補強工事では、既設橋の構造条件、現場条件等に応じて、部材や取付部毎に詳細な検討を要することも多いことから、示方書等の関係規定について十分に理解し、適切な設計、監督を行われたい。縁端距離が不足している変位制限構造については、大地震時にひび割れ等が生じることがないように改善されたい。

なお、橋梁耐震補強工事における変位制限構造等の取付部の設計や溶接施工については、近年、問題のある事例が全国的に確認されていることを踏まえ、設計時の留意事項等についてあらためて周知徹底を図られたい。

[措置内容]

指摘事項については、示方書等の関係規定について十分に理解し、適切な設計及び監督を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

なお、縁端距離が不足している変位制限構造については、平成29年度に橋脚部の拡幅を行います。

今後は、橋梁耐震工事において設計及び監督を適正に行うよう努めます。

(工事番号23)(建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

2 適正な手続に基づき工事の着手を指示すべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、別契約の東京丸子横浜線道路築造工事(以下「先行工事」という。)に当たり関係官庁との協議により必要となった仮設信号機の設置等を行う工事において、平成27年1月に契約していたが、実際には契約の約8か月前に着手されていた。

これは先行工事の変更契約を前提として着手させていたが、受注者との協議が整わず変更契約に至らなかったため、本工事の契約に施工済みの工事を含めたことによるものであった。

あらかじめ変更契約に係る受注者との協議を整え、工事の着手を指示されたい。なお、例外的に変更契約締結前に着手させる場合は、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(国土交通省土地・建設産業局建設業課策定)等を参考に、事前に契約の合意を確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、あらかじめ変更契約に係る受注者との協議を整えて工事の着手を指示すること、また例外的に変更契約前に着手させる場合にも事前に契約の合意を確認するよう関係職員に周知徹

底しました。

今後は、適正な手続に基づき工事の着手を指示するように努めます。

(工事番号26)(建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

3 その他改善を要するもの

ア 効率的、経済的な工事の執行について十分に検討すべきもの

[指摘の要旨]

同一のごみ焼却処理施設で、同時期に、同じ受注者に複数の工事を発注するに当たり、一体的な施工について十分な検討が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、同一の施設で同じ相手方に複数の工事を発注する場合、一体的な工事とみなすことが合理的か検討するよう工事設計要領書を一部改訂し、関係職員に周知徹底しました。

今後は、効率的、経済的な工事の執行について十分検討するよう努めます。

(工事番号4、7)(環境局施設部施設整備課)

イ 現行のバリアフリー関係基準の適合状況を十分に確認すべきもの

[指摘の要旨]

公衆トイレ改修工事の設計において、現行のバリアフリー関係基準への適合について確認が十分に行われていなかったため、オストメイト対応設備が設置されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、公衆トイレ改修工事の設計に当たり現行のバリアフリー関係基準の確認を十分に行うよう関係職員に周知徹底しました。

なお、本工事の公衆トイレについては、平成29年度にオストメイト対応設備を設置します。

今後は、現行のバリアフリー関係基準の適合状況を十分に確認するよう努めます。

(工事番号10)(環境局施設部施設整備課)

ウ 追加随意契約工事の積算において審査を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

追加随意契約工事の間接工事費の積算に用いる既契約工事の工事費を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、追加随意契約工事の間接工事費の積算に用いる既契約工事の工事費の確認を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、追加随意契約工事の積算の審査を十分に行うよう努めます。

(工事番号26)(建設緑政局道路河川整備部南部都

市基盤整備事務所)

エ 再生砂の品質を確実に確認すべきもの

[指摘の要旨]

道路拡幅工事において、事前に土壤環境基準への適合等を確認していた出荷元以外の再生砂が使用されていたため、一部の再生砂の品質について確認が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、「公共工事における再生コンクリート砂(RC-10)の使用に係る特記仕様書」に基づき、確実に品質管理を行うように、元請業者への指導を徹底するよう関係職員へ周知徹底しました。

今後は、再生砂の品質の確認を確実にを行うよう努めます。

(工事番号43)(港湾局川崎港管理センター整備課)

## 農 業 委 員 会 告 示

### 川農委告示第11号

第5回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成29年10月27日

川崎市農業委員会

会長 長 瀬 和 徳

1 日 時

平成29年11月13日(月) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第3会議室  
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (4) 農地法3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (6) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (7) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (8) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (9) その他

## 川 崎 区 公 告

### 川崎市川崎区公告第115号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年10月16日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

### 川崎市川崎区公告第116号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	過年5月	平成29年10月31日 (過年5月分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	過年7月	平成29年10月31日 (過年7月分)	計1件

平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月31日 (第1期分)	計29件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月31日 (第2期分)	計34件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月31日 (第3期分)	計28件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年10月31日 (第4期分)	計103件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第117号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月31日 (第2期)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月31日 (第3期)	計13件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年10月31日 (第4期)	計49件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第118号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月31日 (第1期分)	計1件

平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月31日 (第2期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月31日 (第3期分)	計68件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年10月31日 (第4期分)	計63件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第119号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第3期	平成29年11月2日 (第3期分)	計4件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第120号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第6期	平成29年11月2日 (第6期分)	計24件

(別紙省略)

**幸 区 公 告**

**川崎市幸区公告第51号**

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送



達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月13日

川崎市幸区長 石渡伸幸

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第1～6期分	平成29年10月31日	計14件
平成29年度	介護保険料	第5～6期分	平成29年10月31日	計4件
平成29年度	介護保険料	第7～8期分		計18件
平成29年度	介護保険料	第1期分以降		計6件

(別紙省略)

#### 川崎市幸区公告第52号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市幸区長 石渡伸幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年5月	平成29年10月31日(過年5月分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月31日(第1期分)	計6件
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月31日(第2期分)	計8件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月31日(第3期分)	計14件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年10月31日(第4期分)	計68件

(別紙省略)

#### 川崎市幸区公告第53号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市幸区長 石渡伸幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第5期	平成29年10月31日(第5期分)	計1件
平成29年度	介護保険料	第6期	平成29年10月31日(第6期分)	計18件

(別紙省略)

#### 川崎市幸区公告第54号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市幸区長 石渡伸幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第52期	平成29年10月31日(第52期分)	計1件
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第1期	平成29年10月31日(第1期分)	計7件
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第2期	平成29年10月31日(第2期分)	計7件
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第3期	平成29年10月31日(第3期分)	計6件

(別紙省略)



中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第40号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成28年度	介護保険料	第12期		計2件
平成29年度	介護保険料	第1期		計2件
平成29年度	介護保険料	第2期		計2件
平成29年度	介護保険料	第3期		計3件
平成29年度	介護保険料	第4期		計3件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第41号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	随時期	平成29年10月31日(随时期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年10月31日(第1期分)	計47件

平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月31日(第2期分)	計64件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月31日(第3期分)	計35件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第46号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年10月17日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

川崎市高津区公告第47号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年10月17日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

川崎市高津区公告第48号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に

送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第1期	平成29年10月31日（第1期分）	計6件
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第2期	平成29年10月31日（第2期分）	計7件
平成29年度	後期高齢者医療保険料	第3期	平成29年10月31日（第3期分）	計7件

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第49号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年8月分	平成29年10月31日（過年8月分）	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第1期分	平成29年10月31日（第1期分）	計7件
平成29年度	国民健康保険料	第2期分	平成29年10月31日（第2期分）	計5件
平成29年度	国民健康保険料	第3期分	平成29年10月31日（第3期分）	計10件
平成29年度	国民健康保険料	第4期分	平成29年10月31日（第4期分）	計74件

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第50号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が

不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第6期分	平成29年10月31日（第6期分）	計17件

(別紙省略)

**宮 前 区 公 告**

**川崎市宮前区公告第58号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第2期	平成29年10月31日	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月31日	計8件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年10月31日	計39件

(別紙省略)

**多 摩 区 公 告**

**川崎市多摩区公告第52号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第6期	平成29年11月1日	計8件

別紙省略

**川崎市多摩区公告第53号**

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計1件

別紙省略

**川崎市多摩区公告第54号**

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月27日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成29年度				計1件

別紙省略

**川崎市多摩区公告第55号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙（省略）に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居

所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成29年10月27日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

**川崎市多摩区公告第56号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙（省略）に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成29年10月27日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

**川崎市多摩区公告第57号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙（省略）に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年10月27日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告

の代表者となります。)提起することができます。

別紙省略

## 麻 生 区 公 告

### 川崎市麻生区公告57号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第3期	平成29年10月31日(第3期分)	計11件
平成29年度	国民健康保険料	第4期	平成29年10月31日(第4期分)	計55件

(別紙省略)

### 川崎市麻生区公告第58号

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

### 川崎市麻生区公告第59号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

### 川崎市麻生区公告第60号

次の充当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年10月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

## 川 崎 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 川崎市川崎区選挙管理委員会告示第32号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙及びこれと同時に行う川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における第25投票区の投票管理者職務代理者（山田哲郎）を解任し、公職選挙施行法第24条第1項の規定により、新たに次のとおり選任しました。

平成29年10月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 宮 原 春 夫

投 票 区	投 票 管 理 者	
	住 所	氏 名
第17投票区	川崎市麻生区高石3丁目11番5号	齋藤 紫保

### 川崎市川崎区選挙管理委員会告示第33号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙及びこれと同時に行う川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における第25投票区の投票管理者職務代理者（細谷友樹）を解任し、公職選挙施行法第24条第1項の規定により、新たに次のとおり選任しました。

平成29年10月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 宮 原 春 夫

投 票 区	投 票 管 理 者	
	住 所	氏 名
第25投票区	川崎市高津区北見方2丁目6番22号 コスモザガーデン二子多摩川204	森 田 育

**川崎市川崎区選挙管理委員会告示第34号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における第17投票区の投票管理者職務代理者（山田哲郎）を解任し、公職選挙施行法第24条第1項の規定により、新たに次のとおり選任しました。

平成29年10月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会  
委員長 宮原春夫

投票区	投票管理者	
	住所	氏名
第17投票区	川崎市麻生区高石3丁目11番5号	齋藤 紫保

**川崎市川崎区選挙管理委員会告示第35号**

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における第25投票区の投票管理者職務代理者（細谷友樹）を解任し、公職選挙施行法第24条第1項の規定により、新たに次のとおり選任しました。

平成29年10月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会  
委員長 宮原春夫

投票区	投票管理者	
	住所	氏名
第25投票区	川崎市高津区北見方2丁目6番22号 コスモザガーデン二子多摩川204	森田 育